

ケーブルプラスホーム電話サービス契約約款

令和2年7月28日
KDDI株式会社

目 次

- 第 1 章 総則
 - 第 1 条 約款の適用
 - 第 2 条 約款の変更
 - 第 3 条 用語の定義
 - 第 3 条の 2 音声通信以外の通信の取扱い
 - 第 4 条 外国における取扱制限

- 第 2 章 ケーブルプラスホーム電話サービスの提供区間等
 - 第 5 条 ケーブルプラスホーム電話サービスの提供区間等

- 第 3 章 ケーブルプラスホーム電話契約
 - 第 6 条 契約の単位
 - 第 7 条 ケーブルプラスホーム電話契約申込の方法
 - 第 8 条 ケーブルプラスホーム電話契約申込の承諾
 - 第 9 条 ケーブルプラスホーム電話契約者の契約者確認の取扱い
 - 第 10 条 ケーブルプラスホーム電話契約者が行う一般ケーブルプラスホーム電話契約の解除
 - 第 10 条の 2 ケーブルプラスホーム電話契約者が行う初期契約解除
 - 第 11 条 破産等によるケーブルプラスホーム電話契約の解除
 - 第 12 条 当社が行うケーブルプラスホーム電話契約の解除
 - 第 13 条 ケーブルプラスホーム電話契約に基づく権利の譲渡の禁止
 - 第 14 条 ケーブルプラスホーム電話端末設備の移転
 - 第 15 条 電気通信番号
 - 第 16 条 電気通信番号の変更
 - 第 17 条 その他の提供条件

- 第 4 章 付加機能
 - 第 18 条 付加機能の提供

- 第 5 章 利用中止等
 - 第 19 条 ケーブルプラスホーム電話サービスの利用中止
 - 第 20 条 ケーブルプラスホーム電話サービスの利用停止

- 第 6 章 通信
 - 第 1 節 通信の区別等
 - 第 21 条 通信の区別等

 - 第 2 節 通信利用の制限等
 - 第 22 条 通信利用の制限等
 - 第 23 条 通信時間等の制限
 - 第 24 条 非自動音声通信の種別及び接続の順位
 - 第 25 条 非自動音声通信における通信時間の制限
 - 第 26 条 非自動音声通信における音声通信の切斷
 - 第 27 条 非常事態が発生した場合等における非自動音声通信の利用の制限
 - 第 28 条 電波伝播条件による通信場所の制約

第3節 音声通信の品質

第29条 音声通信の品質

第4節 当社又は協定事業者の契約約款等による制約

第30条 当社又は協定事業者の契約約款等による制約

第5節 通信時間の測定等

第31条 通信時間の測定等

第6節 発信電気通信番号通知

第32条 発信電気通信番号等通知

第33条 緊急通報に係る情報通知

第7章 料金等

第1節 料金及び工事に関する費用

第34条 料金及び工事に関する費用

第2節 料金等の支払義務

第35条 定額利用料の支払義務

第35条の2 ユニバーサルサービス料の支払義務

第36条 利用料の支払義務

第37条 手続きに関する料金の支払義務

第38条 工事費の支払義務

第3節 料金の計算方法等

第39条 料金の計算方法等

第4節 割増金及び延滞利息

第40条 割増金

第41条 延滞利息

第5節 他社接続音声通信の料金の取扱い

第42条 他社接続音声通信の料金の取扱い

第6節 協定事業者に係る債権の譲受等

第43条 協定事業者に係る債権の譲受等

第7節 債権の譲渡等

第44条 ケーブルプラスホーム電話サービスに係る債権の譲渡等

第8章 保守

第45条 ケーブルプラスホーム電話契約者の維持責任

第46条 ケーブルプラスホーム電話契約者の切分責任

第47条 修理又は復旧の順位

第9章 損害賠償

第48条 責任の制限

第49条 免責

第10章 雑則

第50条 承諾の限界

第51条 利用に係るケーブルプラスホーム電話契約者の義務

第52条 利用上の制限

第53条 ケーブルプラスホーム電話契約者からのケーブルプラスホーム電話接続回線の設置場所の提供等

第54条 ケーブルプラスホーム電話契約者の氏名等の通知

第55条 電話帳

第56条 電話番号案内

第57条 番号情報の提供

第58条 相互接続番号案内

第59条 相互接続番号案内料の支払義務

第60条 協定事業者からの通知

第61条 ケーブルプラスホーム電話契約者に係る情報の利用

第62条 協定事業者の電気通信サービスに係る料金等の回収代行

第63条 事業者による電気通信サービスに係る料金の回収代行

第64条 法令に関する規定

第65条 閲覧

第11章 附帯サービス

第66条 附帯サービス

別記

1 ケーブルプラスホーム電話サービスの提供区間

2 ケーブルプラスホーム電話契約者の地位の承継

3 当社からケーブルプラスホーム電話契約者に行う通知等の方法及びケーブルプラスホーム電話契約者の氏名等の変更に係る届出の義務

4 ケーブルプラスホーム電話契約者からのケーブルプラスホーム電話端末設備の設置場所の提供等

5 電話帳の普通掲載

6 電話帳の掲載省略

7 電話帳の重複掲載

8 自営端末設備の接続

9 端末設備に異常がある場合等の検査

10 自営電気通信設備の接続

11 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

12 端末設備の電波発射の停止命令があった場合等の取扱い

13 端末設備の電波法に基づく検査

14 当社の維持責任

15 天気予報サービス、時報サービス及び災害用伝言ダイヤルサービス

16 音声通信明細書等の発行

17 協定事業者の電気通信サービスに関する手続きの代行

18 携帯電話・PHS番号ポータビリティに係る特定電気通信番号の取扱い

19 新聞社等の基準

料金表

通則

- 第1 基本利用料
- 第2 付加機能利用料
- 第3 相互接続番号案内料
- 第4 手続きに関する料金及び工事費
- 第5 附帯サービスに関する料金等
- 第6 ユニバーサルサービス料

別表

- 1 外国又は特定衛星端末との音声通信に係る取扱地域等
- 2 番号規則別表第6号に規定する電気通信番号に係る当社又は協定事業者
- 2の2 番号規則別表第5号に規定する電気通信番号に係る協定事業者
- 3 当社が別に定める事業者

附則

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 当社は、国際電気通信連合憲章（平成7年条約第2号）、国際電気通信連合条約（平成7年条約第3号）、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）の規定に基づき、この契約約款（料金表を含みます。以下「約款」といいます。）を定め、これによりケーブルプラスホーム電話サービス（当社がこの約款以外の契約約款及び料金表を定め、それにより提供するものを除きます。）を提供します。

(注) 本条のほか、当社は、ケーブルプラスホーム電話サービスに附帯するサービス（当社が別に定めるものを除きます。以下「附帯サービス」といいます。）をこの約款により提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

2 当社は、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。）第22条の2の3第2項第1号に該当する場合であって、当社からの申し出により提供条件の変更を行うときは、個別の通知及び説明に代え、当社の指定するホームページにその内容を掲示します。

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 ケーブルプラスホーム電話網	主として音声通信の用に供することを目的として伝送交換を行うために当社が設置する電気通信回線設備
4 ケーブルプラスホーム電話サービス	当社のケーブルプラスホーム電話網を使用して行う電気通信サービス
5 ケーブルプラスホーム電話サービス取扱所	ケーブルプラスホーム電話サービスに関する業務を行う当社の事業所
6 ケーブルプラスホーム電話契約	当社からケーブルプラスホーム電話サービスの提供を受けるための契約
7 ケーブルプラスホーム電話契約者	当社とケーブルプラスホーム電話契約を締結している者

8 相互接続点	当社と当社以外の電気通信事業者（事業法第9条の登録を受けた者又は事業法第16条第1項の届出をした者をいいます。以下同じとします。）との間の相互接続協定（事業法第33条第9項若しくは同条第10項又は第34条第4項の規定に基づき当社が当社以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定をいいます。以下同じとします。）に基づく相互接続に係る電気通信設備の接続点
9 協定事業者	当社と相互接続協定を締結している電気通信事業者または別表3に掲げる事業者
10 ケーブルプラスホーム電話契約者回線	ケーブルプラスホーム電話サービスに係る契約に基づいて無線基地局設備とケーブルプラスホーム電話端末設備との間に設定される電気通信回線
11 音声通信	音声を電気通信回線を通じて送り、又は受ける通信
12 他社接続音声通信	相互接続点を介してケーブルプラスホーム電話網と相互に接続する協定事業者の電気通信設備を利用して行う音声通信
13 請求者	当社が提供するケーブルプラスホーム電話サービスに係る音声通信を行う者
14 対話者	請求者が当社の提供するケーブルプラスホーム電話サービスに係る音声通信を行おうとする相手
15 起算日	当社がケーブルプラスホーム電話契約ごとに定める毎月の一定の日
16 料金月	1の暦月の起算日から次の暦月の起算日の前日までの間
17 端末設備	ケーブルプラスホーム電話契約者回線の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
18 自営端末設備	ケーブルプラスホーム電話契約者が設置する端末設備
19 自営電気通信設備	電気通信回線設備を設置する電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
20 無線基地局設備	ケーブルプラスホーム電話端末設備との間で電波を送り、または受けるための当社の電気通信設備（電

	波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）第3条第8号に定める業務を行うためのものに限りません。）
21 消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額
22 ユニバーサルサービス料	事業法に定める基礎的電気通信役務の提供の確保のための負担金に充てるために、基礎的電気通信役務に係る交付金及び負担金算定等規則（平成14年6月19日総務省令第64号）により算出された額に基づいて、当社が定める料金
23 携帯電話事業者	無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第三条第一号に規定する携帯無線通信による電気通信サービスを提供する事業者
24 PHS事業者	電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第六条第四項第六号に規定するPHSの陸上移動局との間で行われる無線通信による電気通信サービスを提供する事業者

（音声通信以外の通信の取扱い）

第3条の2 ケーブルプラスホーム電話サービスを利用して行う音声通信以外の通信は、この約款に特段の定めがある場合を除き、これを音声通信とみなして取り扱います。

（外国における取扱制限）

第4条 ケーブルプラスホーム電話サービスの取扱いについては、外国の法令、外国の電気通信事業者の定める契約約款等により制限されることがあります。

第2章 ケーブルプラスホーム電話サービスの提供区間等

（ケーブルプラスホーム電話サービスの提供区間等）

第5条 当社のケーブルプラスホーム電話サービスは、別記1に定める提供区間において提供します。

2 ケーブルプラスホーム電話サービスの提供地域は、当社が別に定める地域とします。

3 ケーブルプラスホーム電話サービスのサービス提供地域は、相互接続協定及び協定事業者との取り決めに基づいて、変更することがあります。

第3章 ケーブルプラス電話契約

（契約の単位）

第6条 当社は、1のケーブルプラスホーム電話契約者回線ごとに1の一般ケーブルプラスホーム電話契約を締結します。この場合において、ケーブルプラスホーム電話契約者は、1のケーブルプラスホーム電話契約につき1人に限ります。

(ケーブルプラスホーム電話契約申込の方法)

- 第7条 ケーブルプラスホーム電話サービスに係るケーブルプラスホーム電話契約の申込みをするときは、そのことを当社の指定する方法により契約事務を行うケーブルプラスホーム電話サービス取扱所に、当社が別に定める書面とともに申し出ていただきます。
- 2 前項の規定によるほか、当社は、法人の契約者回線について、そのケーブルプラスホーム電話契約の申込みを承諾しません。

(ケーブルプラスホーム電話契約申込の承諾)

- 第8条 当社は、前条に定めるケーブルプラスホーム電話契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。ただし、この約款に特段の定めがあるときは、この限りではありません。
- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、そのケーブルプラスホーム電話契約の申込みを承諾しないことがあります。
- 1) 申込みのあったケーブルプラスホーム電話サービスを提供するための必要な電気通信設備に余裕がないとき。
 - 2) 申込みのあったケーブルプラスホーム電話サービスを提供するために必要な電気通信設備を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。
 - 3) ケーブルプラスホーム電話契約の申込みをした者が、ケーブルプラスホーム電話サービスに係る料金又は工事に関する費用その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - 4) 第7条に基づき提出された契約申込書又はその確認のための書類に虚偽の内容又は不備があるとき。
 - 5) ケーブルプラスホーム電話契約の申し込みをした者が第20条（ケーブルプラスホーム電話サービスの利用停止）の規定によりケーブルプラスホーム電話サービスの利用停止をされているかされたことがあるとき、又は当社が行うケーブルプラスホーム電話契約の解除を受けたことがあるとき。
 - 6) ケーブルプラスホーム電話契約の申込みをした者が当社または協定事業者が提供する電気通信サービス等の利用を停止されたことがあるとき、またはその電気通信サービス等について当社が行う契約の解除を受けたことがあるとき。
 - 7) 第7条に基づき提出されたケーブルプラスホーム電話契約の申込みに係る契約申込書またはその確認のための書類に虚偽の内容または不備があるとき。
 - 8) そのケーブルプラスホーム電話契約者回線と当社のケーブルプラスホーム電話網との接続に関し、そのケーブルプラスホーム電話契約者回線に係る協定事業者の承諾が得られないとき、第44条（ケーブルプラスホーム電話サービスに係る債権の譲渡等）の規定により当社が債権を譲渡する別表3に定める事業者の承諾が得られないとき、その他その申込内容が相互接続協定及び協定事業者との取り決めに基づき当社が別に定める条件に適合しないとき。
 - 9) 第51条（利用に係るケーブルプラスホーム電話契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。
 - 10) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(ケーブルプラスホーム電話契約者の契約者確認の取扱い)

- 第9条 当社は、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成17年法律第31号。以下「携帯電話不正利用防止法」といいます。）及び電気通信番号計画（令和元年総務省告示第6号）の規定に基づき、ケーブルプラスホーム電話契約者に対して、契約者確認（携帯電話不正利用防止法第9条に

定める契約者確認及び同番号計画に定める最終利用者の確認をいいます。以下同じとします。)を行うことがあります。

この場合においては、ケーブルプラスホーム電話契約者は、当社の定める期日までに、当社が別に定める方法により契約者確認に応じていただきます。

(ケーブルプラスホーム電話契約者が行うケーブルプラスホーム電話契約の解除)

第10条 ケーブルプラスホーム電話契約者は、ケーブルプラスホーム電話契約を解除しようとするときは、あらかじめ、そのことを契約事務を行うケーブルプラスホーム電話サービス取扱所に通知していただきます。

(ケーブルプラスホーム電話契約者が行う初期契約解除)

第10条の2 ケーブルプラスホーム電話契約等(新たにケーブルプラスホーム電話契約(以下この条において「新規契約」といいます。))の申込みをする者またはケーブルプラスホーム電話契約の変更(以下この条において「変更契約」といいます。)を請求するケーブルプラスホーム電話契約者をいいます。以下この条において同じとします。)は、事業法施行規則第22条の2の7第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、契約書面(対象契約(新規契約または変更契約をいいます。以下この条において同じとします。))を締結したときに、事業法第26条の2第1項に基づき当社がケーブルプラスホーム電話契約者等に交付した書面(同条第2項の規定により提供するものを含みます。)をいいます。以下この条において同じとします。)を受領した日または対象契約に係るケーブルプラスホーム電話サービスの提供を開始した日のいずれか遅い日から起算して8日が経過するまでの間、当社に書面を発することまたは当社が別に定める方法により通知することにより、対象契約の解除(以下「初期契約解除」といいます。)を行うことができます。この場合において、ケーブルプラスホーム電話契約者は、その書面の発送等に要する費用を負担していただきます。

- 2 初期契約解除は、ケーブルプラスホーム電話契約者等が前項に規定する書面を発した日または通知を行った日に、その効力を生じます。
- 3 初期契約解除に関するその他の取扱いは、事業法第26条の3、事業法施行規則及び総務省告示等の法令に定めるところによります。

(破産等によるケーブルプラスホーム電話契約の解除)

第11条 当社は、ケーブルプラスホーム電話契約者について、破産法、民事再生法又は会社更生法の適用の申立てその他これらに類する事由が生じたことを知ったときは、直ちにそのケーブルプラスホーム電話契約を解除します。

(当社が行うケーブルプラスホーム電話契約の解除)

第12条 当社は、第20条(ケーブルプラスホーム電話サービスの利用停止)の規定により利用停止をされたケーブルプラスホーム電話契約者がなおその事実を解消しない場合は、そのケーブルプラスホーム電話契約を解除することがあります。

- 2 当社は、ケーブルプラスホーム電話契約者が第20条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、ケーブルプラスホーム電話サービスの利用停止をしないでそのケーブルプラスホーム電話契約を解除することがあります。
- 3 当社は、当社又はケーブルプラスホーム電話契約者の責に帰すべからざる事由により当社の電気通信設備の変更を余儀なくされ、かつ、代替構築が困難でケーブルプラスホーム電話サービスの継続が困難なときには、そのケーブルプラスホーム電話契約を解除することがあります。

- 4 当社は、第44条（ケーブルプラスホーム電話サービスに係る債権の譲渡等）の規定により当社が債権を譲渡する別表3に定める事業者の承諾が得られないとき、そのケーブルプラスホーム電話契約を解除することがあります。
- 5 前4項に定めるほか、次のいずれかに該当する場合、そのケーブルプラスホーム電話契約を解除することがあります。
 - 1) ケーブルプラスホーム電話契約者がケーブルプラスホーム電話サービスの提供に係る工事の遂行を妨げる行為を行ったと当社が認めたとき。
 - 2) ケーブルプラスホーム電話契約者がそのケーブルプラスホーム電話契約の申込みにあたり提出した契約申込書に虚偽の内容又は不備があったとき。
 - 3) ケーブルプラスホーム電話サービスを提供するために必要な電気通信設備を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。
 - 4) ケーブルプラスホーム電話端末設備の設置場所を移動したとき（当該移動に係る検知が当社の過失によるものであるときを除きます。）。
 - 5) その他インターネットサービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。
- 6 当社は、前5項の規定により、そのケーブルプラスホーム電話契約を解除しようとするときは、あらかじめ、そのことをケーブルプラスホーム電話契約者に通知します。

（ケーブルプラスホーム電話利用権の譲渡の禁止）

第13条 ケーブルプラスホーム電話利用権（ケーブルプラスホーム電話契約に基づいて当社からケーブルプラスホーム電話サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。）については、譲渡することができません。

（ケーブルプラスホーム電話端末設備の移転）

第14条 ケーブルプラスホーム電話契約者は、ケーブルプラスホーム電話端末設備の移転の請求をすることはできません。ケーブルプラスホーム電話契約者がケーブルプラスホーム電話端末設備の移転を希望するときは、第10条（ケーブルプラスホーム電話契約者が行うケーブルプラスホーム電話契約の解除）の定めによりケーブルプラスホーム電話契約を解除した上で新たに申し込んでいただきます。

（電気通信番号）

- 第15条 ケーブルプラスホーム電話の電気通信番号は、1のケーブルプラスホーム電話契約者回線ごとに、電気通信番号規則（令和元年総務省令第4号。以下「番号規則」といいます。）別表第1号に規定する電気通信番号を当社が定めます。
- 2 当社は、前項の規定によるほか、1のケーブルプラスホーム電話契約者回線ごとに1の特定電気通信番号（番号規則別表第4号に規定する電気通信番号であって、当社が別に定めるものをいいます。以下同じとします。）を定めます。
 - 3 当社は、次条の規定によるほか、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、ケーブルプラスホーム電話に係る電気通信番号及び特定電気通信番号を変更することがあります。
 - 4 当社は、前項の規定により、ケーブルプラスホーム電話サービスに係る電気通信番号及び特定電気通信番号を変更する場合には、あらかじめそのことをケーブルプラスホーム電話契約者に通知します。

（電気通信番号の変更）

第16条 ケーブルプラスホーム電話契約者は、そのケーブルプラスホーム電話に係る電気通信番号を変更することができます。この場合、当該ケーブルプラスホーム電話契約者は、当社所定の書面を契約事務を行うケーブルプラスホーム電話サービス取扱所に提出してい

たきます。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、当社の業務の遂行上支障がある場合を除いて、その請求を承諾します。
- 3 ケーブルプラスホーム電話契約者は、そのケーブルプラスホーム電話サービスに係る特定電気通信番号を変更することはできません。ただし、当社が特別な事情により認めた場合はその限りではありません。

(注) 当社は、本条の規定によるほか、第47条（修理又は復旧の順位）の規定による場合は、そのケーブルプラスホーム電話契約者に係る電気通信番号を変更することがあります。

(その他の提供条件)

- 第17条 当社は、ケーブルプラスホーム電話契約者から請求があったときは、ケーブルプラスホーム電話サービスの利用の一時中断（そのケーブルプラスホーム電話契約者回線及び電気通信番号ならびに特定電気通信番号を他に転用することなくケーブルプラスホーム電話契約者接続回線サービスを一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。
- 2 当社は、ケーブルプラスホーム電話契約者が当社に支払うべきケーブルプラスホーム電話サービス等に係る料金の累積額（既に当社に支払われた金額を除きます。）について、次のいずれかに該当する場合は、限度額（以下本項において「利用限度額」といいます。）を定めることがあります。
 - 1) 過去の利用実績に照らし、著しく利用が増加し又は増加することが予想されるとき。
 - 2) ケーブルプラスホーム電話サービス等に係る料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - 3 前項の規定に基づいて利用限度額を設定した場合、当社はケーブルプラスホーム電話契約者にその利用限度額を通知します。この場合、ケーブルプラスホーム電話契約者の住所等への郵送等の通知をもって、その通知を行ったものとみなします。
 - 4 第2項に定める利用限度額は、5万円とします。
 - 5 当社は、第2項に定めるケーブルプラスホーム電話サービス等に係る料金の累積額が利用限度額を超えたときは、そのケーブルプラスホーム電話契約者回線についてケーブルプラスホーム電話サービス等の提供を行わないことがあります。
 - 6 ケーブルプラスホーム電話契約者は、第2項の規定により利用限度額を設定された場合であっても、利用限度額を超える部分のケーブルプラスホーム電話サービス等に係る料金等の支払いについて、第36条（利用料の支払い義務）第1項の規定の適用を免れるものではありません。
 - 7 第3項に定める事由に該当する場合であって、当社が必要と認めたときはケーブルプラスホーム電話契約者本人であることを証明する書類を提示していただきます。
 - 8 ケーブルプラスホーム電話契約に係るその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

第4章 付加機能

(付加機能の提供)

- 第18条 当社は、ケーブルプラスホーム電話契約者から請求があったときは、料金表第2（付加機能利用料）に定めるところにより、付加機能を提供します。ただし、次の場合には、付加機能を提供しないことがあります。
- 1) 付加機能の提供を請求したケーブルプラスホーム電話契約者がケーブルプラスホーム

電話サービスに係る料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

- 2) 付加機能の提供を請求したケーブルプラスホーム電話契約者が第20条（ケーブルプラスホーム電話サービスの利用停止）の規定によりケーブルプラスホーム電話サービスの利用停止をされている、又は当社が行うケーブルプラスホーム電話契約の解除を受けたことがあるとき。
 - 3) 付加機能の提供を請求したケーブルプラスホーム電話契約者が、当社が提供する電気通信サービスの利用を停止されたことがあるとき、またはその電気通信サービスについて当社が行う契約の解除を受けたことがあるとき。
 - 4) 付加機能の提供を請求したケーブルプラスホーム電話契約者が本条第3項の規定により、その付加機能の利用の停止をされている、又はその付加機能の廃止を受けたことがあるとき。
 - 5) 第44条（ケーブルプラスホーム電話サービスに係る債権の譲渡等）の規定により当社が債権を譲渡する別表3に定める事業者の承諾が得られないとき。
 - 6) 付加機能の提供を請求したケーブルプラスホーム電話契約者が、虚偽の内容を含む請求を行ったとき。
 - 7) 付加機能の提供が技術的に困難なとき、又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるとき。
- 2 料金表第2（付加機能利用料）に基づき提供する付加機能のうち、次表に定める付加機能については、前項の規定にかかわらず、ケーブルプラスホーム電話契約者から請求があったものとして取り扱います。

付加機能
迷惑電話拒絶サービス（タイプⅡに限ります。）、FAX通信サービス

- 3 当社は、料金表第2（付加機能利用料）に特段の定めがあるときは、その付加機能の利用の停止又は廃止を行うことがあります。

（ケーブルプラスホーム電話接続回線の利用の一時中断があった場合の取扱い）

第18条の2 当社は、ケーブルプラスホーム電話サービスの利用の一時中断があったときは、そのケーブルプラスホーム電話契約者回線について、付加機能（当社が別に定めるものを除きます。）の利用の一時中断を行います。

ただし、災害又は当社の設備上の都合により契約者がその付加機能を利用することが止むを得ない場合であって、当社の業務の遂行上支障がないときは、この限りではありません。

第5章 利用中止等

（ケーブルプラスホーム電話サービスの利用中止）

第19条 当社は、次の場合には、ケーブルプラスホーム電話サービスの利用を中止することがあります。

- 1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
- 2) 特定のケーブルプラスホーム電話契約者回線から多数の不完了通信（対話者の応答前に通信の発信を取り止めることをいいます。以下同じとします。）を発生させたことにより、現に通信がふくそうし、又はふくそうするおそれがあると当社が認めたとき。
- 3) 第22条（通信利用の制限等）及び第27条（非常事態が発生した場合等における利用の制限）の規定により、通信利用を中止するとき。
- 4) 第5条（ケーブルプラスホーム電話サービスの提供区間等）の規定により、サービス

提供地域を変更するとき。

- 2 前項に規定する場合のほか、当社は、第17条第7項に基づきケーブルプラスホーム電話契約者本人であることを確認できるまで、そのケーブルプラスホーム電話契約者回線についてケーブルプラスホーム電話サービス等の利用を中止することがあります。
- 3 当社は、前2項の規定によりケーブルプラスホーム電話サービスの利用を中止するときは、あらかじめ、そのことをケーブルプラスホーム電話契約者にお知らせします。
ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
- 4 当社は、第2項によりケーブルプラスホーム電話サービス等の利用中止をした場合、ケーブルプラスホーム電話契約者本人であることを確認したときは、そのケーブルプラスホーム電話契約者回線に係るケーブルプラスホーム電話サービス等の利用中止を解除します。その場合、あらかじめ、解除をする日をケーブルプラスホーム電話契約者に通知します。
ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

(ケーブルプラスホーム電話サービスの利用停止)

- 第20条 当社は、ケーブルプラスホーム電話契約者が次のいずれかに該当する場合は、6か月以内で当社が定める期間（そのケーブルプラスホーム電話サービスに係る料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなったケーブルプラスホーム電話サービスに係る料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務（当社の契約約款等の規定により支払いを要することとなった電気通信サービスに係る料金を含みます。）をいいます。以下この条において同じとします。）を、第7章（料金等）第2節（料金等の支払い義務）各条の規定に基づきその請求を行った当社、又は事業者（第44条（ケーブルプラスホーム電話サービスに係る債権の譲渡等）の規定により当社が債権を譲渡する別表3に定める事業者をいいます。以下この条において同じとします。）に支払わないときは、その料金その他の債務がその請求を行った当社又は事業者に支払われるまでの間）、そのケーブルプラスホーム電話サービスの利用を停止することがあります。
- 1) 料金その他の債務について、当社が請求したものについては、当社が定める支払期日を経過してもなお支払わないとき、事業者が請求したものについては、その事業者が定める支払期日を経過してもなお支払いがない旨の通知をその事業者から受けたとき。
 - 2) ケーブルプラスホーム電話サービスに係る契約の申込にあたって当社所定の書面に事実と反する記載を行ったことが判明したとき。
 - 3) 別記2若しくは別記3の規定に違反したとき、または別記2若しくは別記3の規定により届け出た内容について事実と反することが判明したとき。
 - 4) ケーブルプラスホーム電話契約者が当社と締結している若しくは締結していた他のケーブルプラスホーム電話サービスに係る料金その他の債務又はケーブルプラスホーム電話契約者が当社と締結している若しくは締結していた他の電気通信サービスに係る料金等の債務（その契約約款等に定める料金その他の債務をいいます。）について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
 - 5) 第9条（ケーブルプラスホーム電話契約者の契約者確認の取扱い）の規定に違反したとき。
 - 6) 第51条（利用に係るケーブルプラスホーム電話契約者の義務）の規定に違反したとき。
 - 7) 当社の承諾を得ずに、ケーブルプラスホーム電話契約者回線に、端末設備、自営電気通信設備、当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。
 - 8) ケーブルプラスホーム電話契約者回線に接続されている端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社

が行う検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）に適合していると認められない端末設備若しくは自営電気通信設備をケーブルプラスホーム電話契約者回線から取り外さなかったとき。

- 9) 第44条（ケーブルプラスホーム電話サービスに係る債権の譲渡等）の規定により当社が債権を譲渡する別表3に定める事業者の要請があるとき。
- 10) 前各号のほか、この約款及び料金表の規定に反する行為であって、ケーブルプラスホーム電話サービスに関する当社の業務の遂行若しくは当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたとき。
- 2 当社は、複数のケーブルプラスホーム電話契約を締結しているケーブルプラスホーム電話契約者が、そのいずれかのケーブルプラスホーム電話契約において、第51条（利用に係るケーブルプラスホーム電話契約者の義務）の規定に違反したときは、6ヶ月以内で当社が定める期間、その全てのケーブルプラスホーム電話契約に係るケーブルプラスホーム電話サービスの利用を停止することがあります。
- 3 当社は、前2項の規定によりケーブルプラスホーム電話サービスの利用停止をするときは、あらかじめ、その理由、利用停止をする日及び期間をケーブルプラスホーム電話契約者に通知します。

ただし、第1項第2号又は前項の規定によりケーブルプラスホーム電話サービスの利用停止をする場合は、この限りではありません。

第6章 音声通信

第1節 音声通信の区別等

（音声通信の区別等）

第21条 音声通信の区別は、次のとおりとします。

区 別	内 容
自動音声通信	請求者のダイヤル操作により、自動的に対話者に接続される音声通信
非自動音声通信	当社電話交換局の交換取扱者又は外国の交換取扱者を介して、対話者側に接続される国際音声通信

- 2 非自動音声通信の種別は、第24条（非自動音声通信の種別及び接続の順位）及び料金表第1（基本利用料）に定めるところによります。

第2節 通信利用の制限等

（通信利用の制限等）

第22条 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、必要と認めるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信（非自動音声通信を除きます。以下この条において同じとします。）及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関が使用しているケーブルプラスホーム電話契約者回線であって、当社がそれらの機関との協議により定めたもの以外のものによる通信の利用を中止する措置（特定の地域への自動音声通信を中止する措置を含みません。）を執ることがあります。

機関名

気象機関
 水防機関
 消防機関
 災害救助機関
 秩序の維持に直接関係がある機関
 防衛に直接関係がある機関
 海上の保安に直接関係がある機関
 輸送の確保に直接関係がある機関
 通信役務の提供に直接関係がある機関
 電力の供給に直接関係がある機関
 水道の供給に直接関係がある機関
 ガスの供給に直接関係がある機関
 選挙管理機関
 別記17に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関
 預貯金業務を行う金融機関
 その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関

- 2 当社は、外国又は特定衛星端末との音声通信が第三者によって不正に使用されていると判断された場合は、外国又は特定衛星端末との音声通信の全部又は一部の利用を制限又は中止する措置を執ることがあります。
- 3 通信が著しくふくそうしたとき、又はその通信が発信者によりあらかじめ設定された数を超える交換設備を経由することとなるときは、通信が相手先に着信しないことがあります。

(通信時間等の制限)

第23条 当社は、音声通信（非自動音声通信を除きます。以下この条において同じとします。）が著しくふくそうするときは、その通信時間又は特定の地域への音声通信の利用を制限することがあります。

(非自動音声通信の種別及び接続の順位)

第24条 非自動音声通信の種別及び接続の順位は、次のとおりとします。

種別	内容	接続の順位
非常音声通信	1 海上、陸上、空中及び宇宙空間における人命の安全に関する非自動音声通信 2 世界保健機関の伝染病に関する特別に緊急な非自動音声通信 3 大事故、地震、暴風、台風、火事、洪水、難破その他の災害又は人命救助業務に係る非自動音声通信	1
緊急音声通信	次に掲げる者が行う非自動音声通信並びに国際連合の特権及び免除に関する条約（昭和38年条約第12号）第3条及び専門機関の特権及び免除に関する条約（昭和38年条約第13号）第4条の規定に基づき、国際連合及び専門機関が行う公用の非自動音声通信（以下「官用音声通信」といいます。）であって、先順位を請求したもの 1) 国の元首	2

	2) 政府の首長及び政府の一員である者 3) 陸軍、海軍及び空軍の司令長官 4) 外交官及び領事官 5) 国際連合の事務総長及び国際連合の主要機関の長 6) 国際司法裁判所	
一般音声通信	非常音声通信及び緊急音声通信以外の非自動音声通信	3

(非自動音声通信における通信時間の制限)

第25条 当社は、非自動音声通信が著しくふくそうするときは、一般音声通信（官用音声通信を除きます。）に限り、その通信時間を制限することがあります。

(非自動音声通信における音声通信の切断)

第26条 当社は、非常音声通信の取扱上必要がある場合は、一般音声通信及び緊急音声通信を切断することがあります。

(非常事態が発生した場合等における非自動音声通信の利用の制限)

第27条 当社は、天災、事変、その他の非常事態の発生、又は電気通信回線設備の障害、その他の事由により、非自動音声通信が著しく遅延し又は遅延するおそれがあるときは、その遅延の程度に応じ、下記の措置を執ることがあります。

- 1) 非常音声通信及び緊急音声通信のほかは、受け付けません。
- 2) 非常音声通信のほかは、受け付けません。

(電波伝播条件による通信場所の制約)

第28条 ケーブルプラスホーム電話サービスに係る通信は、そのケーブルプラスホーム電話端末設備が第7条（ケーブルプラスホーム電話契約申込の方法）または別記2若しくは別記3の規定に基づきケーブルプラスホーム電話契約者から届出のあった住所または居所に在圏する場合に限り、行うことができます。ただし、その住所または居所にあっても電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。

第3節 音声通信の品質

(音声通信の品質)

第29条 音声通信の品質については、端末設備の接続形態等ケーブルプラスホーム電話サービスの利用形態により変動する場合があります。

第4節 当社又は協定事業者の契約約款等による制約

(当社又は協定事業者の契約約款等による制約)

第30条 ケーブルプラスホーム電話契約者は、当社又は協定事業者の電気通信サービスに関する契約約款等の規定により、ケーブルプラスホーム電話サービスに係る協定事業者を通じたケーブルプラスホーム電話サービスの利用申込を行うことができない場合においては、ケーブルプラスホーム電話サービスに係る通信を行うことはできません。

第5節 通信時間の測定等

(通信時間の測定等)

第31条 通信時間の測定等については、料金表第1(基本利用料)に定めるところによります。

第6節 発信電気通信番号等通知

(発信電気通信番号等通知)

第32条 音声通信については、その発信電気通信番号(その音声通信の発信元に係る電気通信番号(特定電気通信番号以外のものに限ります。))をいいます。以下同じとします。)を着信先の当社の契約約款に定める契約者回線又は電気通信回線に係る相互接続点へ通知します。

ただし、次の音声通信については、この限りではありません。

- 1) 音声通信の発信に先立ち、「184」をダイヤルして行う音声通信
- 2) 料金表第2(付加機能利用料)に規定する特定の付加機能の提供を受けているケーブルプラスホーム電話契約者回線から行う音声通信(音声通信の発信に先立ち、「186」をダイヤルして行う音声通信を除きます。)

(注1) ケーブルプラスホーム電話契約者は、本条及び次条の規定等により通知を受けた発信電気通信番号等の利用にあたっては、総務省の定める「発信者情報通知サービスの利用における発信者個人情報の保護に関するガイドライン」を尊重していただきます。

(注2) 本条第1項第2号の「特定の付加機能」は、料金表第2(付加機能利用料)に定める発信電気通信番号非通知サービスとします。

(緊急通報に係る情報通知)

第33条 当社は、ケーブルプラスホーム電話契約者回線から緊急通報用電話番号(番号規則別表第12号に規定する緊急通報に関する電気通信番号(110、118または119をいいます。))をいいます。以下同じとします。)をダイヤルして行う音声通信(以下この条において「緊急通報通信」といいます。)が行われる場合、そのケーブルプラスホーム電話端末設備がその機能によりGPS衛星から受信した信号等の情報を取得します。

2 当社は、ケーブルプラスホーム電話契約者回線からの緊急通報通信(ただし、その発信に先立ち、「184」をダイヤルして行うものについては、この限りではありません。)については、前条の規定によらず、下表に定めるところにより、そのケーブルプラスホーム電話契約者回線に係る情報を、次表に規定する相手先へ通知します。

ただし、次表の2欄に定める情報については、その緊急通報通話の相手となる警察機関、海上保安機関または消防機関において、当社が通知する情報を受信するための電気通信設備を具備している場合に限り、通知するものとします。

当社が通知する情報	通知する相手先
1 発信を行ったケーブルプラスホーム電話契約者回線に係る特定電気通信番号	その緊急通報通信の着信のあった当社の契約約款に定める契約者回線又は電気通信回線に係る相互接続点
2 そのケーブルプラスホーム電話契約者回線に係るケーブルプラスホーム電話端末設備の所在する位置に関する情報(そのケーブルプラスホーム電話端末設備が	その緊急通報通信の着信のあった警察機関、海上保安機関又は消防機関

接続されている基地局設備に係る情報または前項により当社がそのケーブルプラスホーム電話契約者回線から取得した情報に基づき、当社が計算した緯度及び経度の情報をいいます。)及びそのケーブルプラスホーム電話契約者回線に係る特定電気通信番号

- 3 当社は、前項の場合において情報を相手先へ通知し、又は通知しないことに伴い発生する損害については、第48条（責任の制限）の規定に該当する場合に限り、その規定により責任を負います。

第7章 料金等

第1節 料金及び工事に関する費用

（料金及び工事に関する費用）

第34条 当社が提供するケーブルプラスホーム電話サービスに係る料金は、基本利用料（料金表第1（基本利用料）に定める料金をいいます。以下同じとします。）、付加機能利用料（料金表第2（付加機能利用料）に定める料金をいいます。以下同じとします。）、相互接続番号案内料（料金表第3（相互接続番号案内料）に定める料金をいいます。以下同じとします。）、手続きに関する料金（料金表第4（手続きに関する料金及び工事費）に定める料金をいいます。以下同じとします。）、附帯サービスに関する料金等（料金表第5（附帯サービスに関する料金等）に定める料金をいいます。以下同じとします。）及びユニバーサルサービス料（料金表第6（ユニバーサルサービス料）に定める料金をいいます。以下同じとします。）とし、料金表に定めるところによります。

- 2 当社が提供するケーブルプラスホーム電話サービスに係る工事に関する費用は、工事費とします。

（注）ケーブルプラスホーム電話契約者回線の端末設備の設置及び撤去に係る工事費等は、当社が別表3で別に定める事業者（以下この項において事業者といいます）が規定するものとし、工事費等の扱いについては事業者の契約約款等で定めるところによります。

第2節 料金等の支払義務

（定額利用料の支払義務）

第35条 ケーブルプラスホーム電話契約者は、次表に定める期間について、当社が提供するケーブルプラスホーム電話サービスの定額利用料（料金表第1（基本利用料）又は料金表第2（付加機能利用料）に定める料金のうち、定額料金であるものをいいます。以下同じとします。）の支払いを要します。

区分	支払いを要する期間
基本利用料	そのケーブルプラスホーム電話契約に基づいて当社がケーブルプラスホーム電話サービスの提供を開始した日（以下「ケーブルプラスホーム電話サービス提供開始日」といいます。）の翌日（以下「基本利用料課金開始日」といいます。）から起算してケーブルプラスホーム電話契約の解除があった日までの期間（次表の左欄に該当す

	る場合は、同表の右欄に規定する期間とします。)						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>支払を要する期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 基本利用料課金開始日の属する料金月と解除があった日の属する料金月が同一の料金月である場合</td> <td>基本利用料課金開始日の属する料金月の初日から末日までの期間</td> </tr> <tr> <td>(2) ケーブルプラスホーム電話サービス提供開始日と解除があった日が同一の日である場合</td> <td>ホームプラス電話サービス提供開始日の属する料金月の初日から末日までの期間</td> </tr> </tbody> </table>	区分	支払を要する期間	(1) 基本利用料課金開始日の属する料金月と解除があった日の属する料金月が同一の料金月である場合	基本利用料課金開始日の属する料金月の初日から末日までの期間	(2) ケーブルプラスホーム電話サービス提供開始日と解除があった日が同一の日である場合	ホームプラス電話サービス提供開始日の属する料金月の初日から末日までの期間
区分	支払を要する期間						
(1) 基本利用料課金開始日の属する料金月と解除があった日の属する料金月が同一の料金月である場合	基本利用料課金開始日の属する料金月の初日から末日までの期間						
(2) ケーブルプラスホーム電話サービス提供開始日と解除があった日が同一の日である場合	ホームプラス電話サービス提供開始日の属する料金月の初日から末日までの期間						
付加機能利用料	<p>付加機能の提供を開始した日（以下「付加機能提供開始日」といいます。）の翌日（以下「付加機能利用料課金開始日」といいます。）の属する料金月の翌料金月の初日から起算してその付加機能の廃止があった日の属する料金月の末日までの期間（次表の左欄に該当する場合は、同表の右欄に規定する期間。)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>支払を要する期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 付加機能利用料課金開始日の属する料金月とその付加機能の廃止があった日の属する料金月が同一の料金月である場合</td> <td>付加機能利用料課金開始日の属する料金月の初日から末日までの期間</td> </tr> <tr> <td>(2) 付加機能提供開始日とその付加機能の廃止があった日が同一の日である場合</td> <td>付加機能提供開始日の属する料金月の初日から末日までの期間</td> </tr> </tbody> </table>	区分	支払を要する期間	(1) 付加機能利用料課金開始日の属する料金月とその付加機能の廃止があった日の属する料金月が同一の料金月である場合	付加機能利用料課金開始日の属する料金月の初日から末日までの期間	(2) 付加機能提供開始日とその付加機能の廃止があった日が同一の日である場合	付加機能提供開始日の属する料金月の初日から末日までの期間
区分	支払を要する期間						
(1) 付加機能利用料課金開始日の属する料金月とその付加機能の廃止があった日の属する料金月が同一の料金月である場合	付加機能利用料課金開始日の属する料金月の初日から末日までの期間						
(2) 付加機能提供開始日とその付加機能の廃止があった日が同一の日である場合	付加機能提供開始日の属する料金月の初日から末日までの期間						

2 前項の期間において、利用停止等によりケーブルプラスホーム電話サービスを利用することができない状態が生じたときの定額利用料の支払いは、次によります。

- 1) 利用停止があったときは、ケーブルプラスホーム電話契約者は、その期間中の定額利用料の支払いを要します。
- 2) 利用の一時中断を行ったときは、ケーブルプラスホーム電話契約者は、その期間中の定額利用料の支払いを要します。
- 3) 前2号の規定によるほか、ケーブルプラスホーム電話契約者は、次の場合を除いて、ケーブルプラスホーム電話サービスを利用できなかった期間中の定額利用料の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
1 ケーブルプラスホーム電話契約者の責めによらない理由により、ケーブルプラスホーム電話サービスを全く利用できない状態（ケーブルプラスホーム電話サービスに係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態と	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する定額利用料

なる場合を含みます。以下この表において同じとします。)が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して24時間以上その状態が連続したとき。	
2 当社の故意又は重大な過失により、そのケーブルプラスホーム電話サービスを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応する定額利用料
3 サービス提供地域の変更に伴って、ケーブルプラスホーム電話サービスを利用できなくなった期間が生じたとき(ケーブルプラスホーム電話契約者の都合により、ケーブルプラスホーム電話サービスを利用しなかった場合であって、ケーブルプラスホーム電話サービスに係る電気通信設備等を保留したときを除きます。)	利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応する 定額利用料
4 ケーブルプラスホーム電話サービスの接続休止をしたとき。	接続休止をした日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応する定額利用料

3 第1項の期間において、他社接続音声通信を行うことができないため、ケーブルプラスホーム電話サービスを利用できない状態が生じたときの定額利用料の支払いは、次によります。

- 1) 協定事業者の定める契約約款等の規定による利用の一時中断、利用停止又は協定事業者との契約の解除その他ケーブルプラスホーム電話契約者に帰する理由により、他社接続音声通信を行うことができなかった場合であっても、ケーブルプラスホーム電話契約者は、その期間中の定額利用料の支払いを要します。
- 2) 前号の規定によるほか、ケーブルプラスホーム電話契約者は、次の場合を除いて、他社接続音声通信を行うことができないため、ケーブルプラスホーム電話サービスを全く利用できなかった期間中の定額利用料の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
1 ケーブルプラスホーム電話契約者の責めによらない理由により、他社接続音声通信を全く行うことができない状態(そのケーブルプラスホーム電話契約者回線による全ての他社接続音声通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表において同じとします。)が生じたため、ケーブルプラスホーム電話サービスを全く利用できなくなった場合(2欄に該当する場	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する定額利用料

<p>合により全く利用できない状態となる場合を除きます。)に、そのことを当社が知った時刻から起算して24時間以上その状態が連続したとき。</p>	
<p>2 他社接続音声通信に係る協定事業者の故意又は重大な過失により、当該他社接続音声通信を行うことができない状態が生じたため、当社のケーブルプラスホーム電話サービスを全く利用できない状態が生じたとき。</p>	<p>そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応する定額利用料</p>

4 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

〈ユニバーサルサービス料の支払義務〉

第35条の2 ケーブルプラス電話契約者は、その料金月の末日においてケーブルプラスホーム電話契約を締結している場合、料金表第6（ユニバーサルサービス料）の規定に基づいて算定したユニバーサルサービス料の支払いを要します。

（利用料の支払義務）

第36条 ケーブルプラス電話契約者は、第31条（通信時間の測定等）の規定により当社が測定した通信時間と料金表第1（基本利用料）又は料金表第2（付加機能利用料）の規定とに基づいて算定した利用料（料金表第1（基本利用料）又は料金表第2（付加機能利用料）に定める料金のうち、従量料金であるものをいいます。以下同じとします。）の支払いを要します。

ただし、料金表第2（付加機能利用料）に定める付加機能を利用した通信の利用料について、特段の定めがある場合は、その定めによるものとします。

- 2 ケーブルプラスホーム電話契約者は、そのケーブルプラスホーム電話契約者回線によりケーブルプラスホーム電話契約者以外の者が行った通信に係る利用料についても、当社に対し責任を負わなければなりません。
- 3 ケーブルプラスホーム電話契約者は、利用料について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、料金表第1（基本利用料）又は料金表第2（付加機能利用料）に定めるところにより算定した料金額の支払いを要します。この場合において、特別の事情があるときは、当社は、ケーブルプラスホーム電話契約者と協議し、その事情を参酌するものとします。

（手続きに関する料金の支払義務）

第37条 ケーブルプラスホーム電話契約者は、ケーブルプラスホーム電話サービスに係る契約の申込み又は手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第4（手続きに関する料金及び工事費）に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。

ただし、そのケーブルプラスホーム電話契約者回線の設置工事の着手前にその契約の解除があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

（工事費の支払義務）

第38条 ケーブルプラスホーム電話契約者は、工事を要する申込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、工事費の支払いを要します。

ただし、工事の着手前にそのケーブルプラスホーム電話サービスの解除又はその工事の請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があったときは、この限りではありません。この場合において、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

- 2 ケーブルプラスホーム電話契約者は、工事の着手後完了前に解除等があったときは、前項の規定にかかわらず、解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

第3節 料金の計算方法等

（料金の計算方法等）

第39条 料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払方法は、料金表通則に定めるところによります。

第4節 割増金及び延滞利息

（割増金）

第40条 ケーブルプラスホーム電話契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

（延滞利息）

第41条 ケーブルプラスホーム電話契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について年14.5%の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。）で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第5節 他社接続音声通信の料金の取扱い

（他社接続音声通信の料金の取扱い）

第42条 ケーブルプラスホーム電話契約者は、相互接続協定に基づき当社又は協定事業者の契約約款等に定めるところにより、他社接続音声通信に関する料金の支払いを要します。

- 2 前項の場合において、他社接続音声通信に係る料金の設定又はその請求については、当社又は協定事業者が行うものとします。

第6節 協定事業者に係る債権の譲受等

（協定事業者に係る債権の譲受等）

第43条 協定事業者と電気通信サービスに係る契約を締結しているケーブルプラスホーム電話契約者は、その契約約款等に定めるところにより当社に譲り渡すこととされた協定事業者の債権を譲り受け、当社が請求することを承認していただきます。この場合、当社及び協定事業者は、ケーブルプラスホーム電話契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省

略するものとします。

- 2 前項の場合において、当社は、譲り受けた債権を当社が提供するケーブルプラスホーム電話サービスの料金とみなして取り扱います。

第7節 債権の譲渡等

(ケーブルプラスホーム電話サービスに係る債権の譲渡等)

第44条 ケーブルプラスホーム電話契約者は、この約款の規定により支払いを要することとなった料金その他の債務に係る債権を当社が別表3に定める事業者（以下この条において「事業者」といいます。）に譲渡することを承認していただきます。この場合において、当社及び事業者は、ケーブルプラスホーム電話契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

- 2 前項の規定により譲渡する債権に関するその他の取扱いについては、この約款の規定にかかわらず、その事業者の契約約款等に定めるところによります。

第8章 保守

(ケーブルプラスホーム電話契約者の維持責任)

第45条 ケーブルプラスホーム電話契約者は、そのケーブルプラスホーム電話契約者回線に接続されている端末設備又は自営電気通信設備を端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）に適合するよう維持していただきます。

- 2 前項の規定のほか、ケーブルプラスホーム電話契約者は、ケーブルプラスホーム電話端末設備を、無線設備規則に適合するよう維持していただきます。

(ケーブルプラスホーム電話契約者の切分責任)

第46条 ケーブルプラスホーム電話契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備がケーブルプラスホーム電話契約者回線に接続されている場合であって、ケーブルプラスホーム電話サービスを利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

- 2 前項の確認に際して、ケーブルプラスホーム電話契約者から要請があったときは、当社は、ケーブルプラスホーム電話サービス取扱所において当社が別に定める方法により試験を行い、その結果をケーブルプラスホーム電話契約者にお知らせします。
- 3 当社は、前項の試験により、当社の設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、ケーブルプラスホーム電話契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、ケーブルプラスホーム電話契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(修理又は復旧の順位)

第47条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第27条（通信利用の制限等）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。

順位	修理又は復旧する電気通信設備
1	気象機関に設置されるもの

	水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 秩序の維持に直接関係がある機関に設置されるもの 防衛に直接関係がある機関に設置されるもの 海上の保安に直接関係がある機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 通信役務の提供に直接関係がある機関に設置されるもの 電力の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの
2	水道の供給に直接関係がある機関に設置されるもの ガスの供給に直接関係がある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 別記19に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関に設置されるもの (第1順位となるものを除きます。)
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

(注) 当社は、当社の設置した電気通信設備を修理又は復旧するときは、故障又は滅失したケーブルプラスホーム電話契約者回線について、暫定的にその電気通信番号及び特定電気通信番号を変更することがあります。

第9章 損害賠償

(責任の制限)

第48条 当社は、ケーブルプラスホーム電話サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由（当社が当社の提供区間と協定事業者の提供区間とを合わせて料金を設定している場合は、その協定事業者の責めに帰すべき理由を含みます。）によりその提供を行わなかったときは、そのケーブルプラスホーム電話サービスが全く利用できない状態（当該ケーブルプラスホーム電話契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、当該ケーブルプラスホーム電話契約者の損害を賠償します。

ただし、協定事業者が当該協定事業者の契約約款等に定めるところにより損害を賠償する場合は、この限りではありません。

2 第1項の場合において、当社は、ケーブルプラスホーム電話サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する当該ケーブルプラスホーム電話サービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限り賠償します。

- 1) 料金表第1（基本利用料）又は料金表第2（付加機能利用料）に定める定額利用料
- 2) 料金表第1（基本利用料）又は料金表第2（付加機能利用料）に定める利用料（ケーブルプラスホーム電話サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する

料金月の前6料金月の1日当たりの平均利用料（前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額）により算出します。）

- 3 前2項の規定に関わらず、当社は、ケーブルプラスホーム電話サービスの提供を行わなかったことの原因が、本邦のケーブル陸揚局より外国側又は固定衛星地球局より衛星側の電気通信回線設備における障害であるときは、ケーブルプラスホーム電話サービスを提供しなかったことにより生じた損害を賠償しません。
- 4 当社は、ケーブルプラスホーム電話サービスを提供すべき場合において、当社の故意又は重大な過失によりその提供をしなかったときは、前3項の規定は適用しません。
- 5 第1項から第3項の規定にかかわらず、損害賠償の取扱いに関し、料金表第1（基本利用料）又は料金表第2（付加機能利用料）に特段の定めがある場合は、その定めるところによります。

（注1）本条第2項に規定する「当社が別に定める方法」により算出した額は、原則として、ケーブルプラスホーム電話サービスを全く利用できない状態が生じた日前の実績が把握できる期間における1日当たりの平均の利用に関する料金とします。

（注2）本条第2項の場合において、日数に対応する料金額の算定にあたっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。

（免責）

- 第49条 当社は、ケーブルプラスホーム電話サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事にあたって、ケーブルプラスホーム電話契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。
- 2 当社は、この約款等の変更により、端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更を要することとなる場合であっても、その改造又は変更に要する費用については負担しません。

第10章 雑則

（承諾の限界）

- 第50条 当社は、ケーブルプラスホーム電話契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき、又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をしたケーブルプラスホーム電話契約者にお知らせします。
- ただし、この約款及び料金表において特段の規定がある場合には、その規定によります。

（利用に係るケーブルプラスホーム電話契約者の義務）

- 第51条 ケーブルプラスホーム電話契約者は、次のことを守っていただきます。
- 1) ケーブルプラスホーム電話端末設備を第7条（ケーブルプラスホーム電話契約申込の方法）または別記2若しくは別記3の規定に基づきケーブルプラスホーム電話契約者から届出のあった住所または居所から移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるとき、又は端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。
 - 2) 故意に電気通信設備を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。

- 3) 故意に多数の不完了通信を発生させる等、通信のふくそうを生じさせるおそれがある行為を行わないこと。
 - 4) ケーブルプラスホーム電話端末設備に登録されている情報を読み出し、変更し、または消去しないこと。
 - 5) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、ケーブルプラスホーム電話端末設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
 - 6) ケーブルプラスホーム電話端末設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。
 - 7) 違法に、又は公序良俗に反する態様で、ケーブルプラスホーム電話サービスを利用しないこと。
- 2 ケーブルプラスホーム電話契約者は、前項の規定に違反してそのケーブルプラスホーム電話端末設備を忘失し、又は毀損したときは、当社が指定する期日までに、その補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

(利用上の制限)

第52条 ケーブルプラスホーム電話契約者は、コールバックサービス（本邦から本邦外へ発信する音声通信を外国から発信する形態に転換することによって音声通信を可能とする形態の電気通信サービスをいいます。以下同じとします。）のうち、次の方式のものを利用し、又は他人に利用させる態様で音声通信を行ってはなりません。

区 別	方式の概要
ポーリング方式	外国側から本邦宛に継続して音声通信の請求が行われ、ケーブルプラスホーム電話契約者がコールバックサービスの利用を行う場合にのみ、それに応答することで提供がなされるコールバックサービスの方式
アンサーサプレッション方式	その提供に際し、当社が音声通信に係る通話時間の測定を行うために用いる応答信号が不正に抑圧されることとなるコールバックサービスの方式

(ケーブルプラスホーム電話契約者からのケーブルプラスホーム電話端末設備の設置場所の提供等)

第53条 ケーブルプラスホーム電話契約者からのケーブルプラスホーム電話端末設備の設置場所の提供等については、当社が別記4に定めるところによります。

(ケーブルプラスホーム電話契約者の氏名等の通知)

第54条 当社は、協定事業者から要請があったときは、ケーブルプラスホーム電話契約者（その協定事業者と電話サービス等を利用するうえで必要な契約をしている者に限りません。）の氏名及び住所等をその協定事業者に通知することがあります。

(電話帳)

第55条 当社は、ケーブルプラスホーム電話契約者から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、ケーブルプラスホーム電話サービスの電気通信番号（特定電気通信番号を除きます。以下この条から第57条までにおいて同じとします。）を電話帳（別に定める協定事業者が発行する電話帳をいいます。以下同じとします。）に掲載します。

(注) 「別に定める協定事業者」は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社とします。

(電話番号案内)

第56条 当社は、ケーブルプラスホーム電話契約者から請求があったときは、ケーブルプラスホーム電話サービスの電気通信番号について、当社が別に定める協定事業者の契約約款等に定める電話番号案内において案内を行います。

(注) 電話帳への掲載を省略されているもの(ケーブルプラスホーム電話契約者から案内を行ってほしい旨の請求があるものを除きます。)については、電気通信番号の案内は行いません。

(番号情報の提供)

第57条 当社は、当社の番号情報(電話帳掲載又は電話番号案内に必要な情報(第55条(電話帳)及び第56条(電話番号案内)の規定により電話帳掲載又は電話番号案内の請求を行ったケーブルプラスホーム電話契約者に係るケーブルプラスホーム電話契約者回線の情報に限りません。))をいいます。以下この条において同じとします。)について、番号情報データベース(番号情報を収容するために西日本電信電話株式会社が設置するデータベース設備をいいます。以下同じとします。)に登録します。

2 前項の規定により登録した番号情報は、番号情報データベースを設置する西日本電信電話株式会社が、電話帳発行又は電話番号案内を行うことを目的とする電気通信事業者等(当社が別に定める者に限りません。)に提供します。

(注1) 本条第2項に規定する「当社が別に定める者」は、西日本電信電話株式会社と相互接続協定又は相互接続協定以外の契約により番号情報データベースに收容されたケーブルプラスホーム電話契約者の番号情報を利用する事業者をいいます。

(注2) 本条第2項に規定する電気通信事業者等について、当社は閲覧に供します。

(注3) 当社は、電気通信事業者等が「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン(平成10年郵政省告示第570号)」等の法令に違反して番号情報を目的外等に利用した場合は、その電気通信事業者等への番号情報の提供を停止する措置を行います。

(注4) 電話番号案内のみを行うものとした番号情報については、電話番号案内の目的に限定してその番号情報を電気通信事業者等が利用する場合に西日本電信電話株式会社が提供します。

(相互接続番号案内)

第58条 ケーブルプラスホーム電話契約者は、そのケーブルプラスホーム電話契約者回線から相互接続番号案内(相互接続点を介して当社が別に定める協定事業者が提供する電話番号案内に接続し、電話番号案内を利用することをいいます。以下同じとします。)を利用することができます。

(注) 「別に定める協定事業者」は、株式会社KDDIエボルバとします。

(相互接続番号案内料の支払義務)

第59条 ケーブルプラスホーム電話契約者は、相互接続番号案内を利用のつど、料金表第3(相互接続番号案内料)に規定する相互接続番号案内料の支払いを要します。

2 ケーブルプラスホーム電話契約者は、そのケーブルプラスホーム電話契約者回線によりケーブルプラスホーム電話契約者以外の者が行った通信に係る相互接続番号案内料についても、当社に対し責任を負わなければなりません。

(協定事業者からの通知)

第60条 ケーブルプラスホーム電話契約者は、当社が、料金又は工事に関する費用の適用にあたり必要があるときは、協定事業者から料金又は工事に関する費用を適用するために必要なケーブルプラスホーム電話契約者の情報の通知を受けることについて、承諾していただきます。

(ケーブルプラスホーム電話契約者に係る情報の利用)

第61条 当社は、ケーブルプラスホーム電話契約者に係る氏名若しくは名称、電気通信番号、住所若しくは居所又は請求書の送付先等の情報を、当社、協定事業者、もしくは当社が別表3に定める事業者の電気通信サービスに係る契約の申込み、契約の締結、工事、料金の適用又は料金の請求その他の当社の契約約款等又は協定事業者等の契約約款等の規定に係る業務の遂行上必要な範囲で利用します。なお、本サービス提供にあたり取得した個人情報利用目的は、当社が公開するプライバシーポリシーにおいて定めます。

(注) 業務の遂行上必要な範囲での利用には、ケーブルプラスホーム電話契約者に係る情報を当社の業務を委託している者に提供する場合があります。

(協定事業者の電気通信サービスに係る料金等の回収代行)

第62条 当社は、ケーブルプラスホーム電話契約者から申出があったときは、次の場合に限り、協定事業者(当社が別に定める協定事業者に限り、以下この条において同じとします。)の電気通信サービスに関する契約約款等の規定により協定事業者がその契約者に請求することとした電気通信サービスに係る料金又は工事に関する費用について、その協定事業者の代理人として、当社より請求し、回収する取扱いを行うことがあります。

- 1) その申出をしたケーブルプラスホーム電話契約者が当社が請求する料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがないとき。
 - 2) そのケーブルプラスホーム電話契約者の申出について、協定事業者が承諾するとき。
 - 3) その他当社の業務の遂行上支障がないとき。
- 2 前項の規定により、当社が請求した料金又は工事に関する費用について、そのケーブルプラスホーム電話契約者が当社が定める支払期日を超えてもなお支払わないときは、当社は、そのケーブルプラスホーム電話契約者に係る前項の取扱いを廃止します。

(事業者による電気通信サービスに係る料金の回収代行)

第63条 当社は、当社がこの約款の規定によりケーブルプラスホーム電話サービス利用契約者に請求することとしたケーブルプラスホーム電話サービスに係る料金について、当社の代理人として、事業者(当社が別表3に定める事業者に限り、以下この条において同じとします。)が請求し、回収する取扱いを行うことがあります。

- 2 前項の規定により、事業者が請求した料金について、そのケーブルプラスホーム電話サービス利用契約者が事業者が定める支払期日を超えてもなおその事業主に支払わないときは、当社は、そのケーブルプラスホーム電話サービス利用契約者に係る前項の取扱いを廃止します。

(法令に関する規定)

第64条 ケーブルプラスホーム電話サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(注) 法令に定めがある事項については、別記に定めるところによります。

(閲覧)

第65条 この約款及び料金表において、別に定めることとしている事項については、当社は、閲覧に供します。

第11章 附帯サービス

(附帯サービス)

第66条 ケーブルプラスホーム電話サービス等に関する附帯サービスの取扱いについては、別記に定めるところによります。

別記

1 ケーブルプラスホーム電話サービスの提供区間

当社のケーブルプラスホーム電話サービスは、下表の区間において提供します。

提 供 区 間
1) ケーブルプラスホーム電話契約者回線相互間 2) ケーブルプラスホーム電話契約者回線と相互接続点、外国、船舶局、船舶地球局、航空機地球局又は携帯移動地球局との間 3) ケーブルプラスホーム電話契約者回線と当社が設置する電気通信回線の終端（ケーブルプラスホーム電話契約者回線を除きます。以下この欄において同じとします。）との間

2 ケーブルプラスホーム電話契約者の地位の承継

- 1) 相続又は法人の合併若しくは分割によりケーブルプラスホーム電話契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類として当社が別に定めるもの及び当社がケーブルプラスホーム電話契約者の地位を承認した者の本人確認を行うための書類として当社が別に定めるものを添えて、すみやかに契約事務を行うケーブルプラスホーム電話サービス取扱所に届け出ていただきます。
- 2) 1)の場合において、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- 3) 当社は、2)の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。
- 4) ケーブルプラスホーム電話契約者は、1)の届出を行わない場合、別記3の4)から9)の規定に準じて取り扱うことに同意していただきます。

3 当社からケーブルプラスホーム電話契約者に行う通知等の方法及びケーブルプラスホーム電話契約者の氏名等の変更に係る届出の義務

- 1) 当社は、この約款に基づき、ケーブルプラスホーム電話契約者に通知その他の連絡（以下この別記3において「通知等」といいます。）を行う必要がある場合であって、書面によりその通知等を行うときは、ケーブルプラスホーム電話契約者から届出のあった氏名、名称、住所若しくは居所または請求書の送付先に係る情報（以下「契約者連絡先」といいます。）に基づいて行います。
- 2) ケーブルプラスホーム電話契約者は、契約者連絡先等に変更があったときは、そのことをすみやかに契約事務を行うケーブルプラスホーム電話サービス取扱所に届け出ていただきます。
- 3) 当社は、2)の届出があったときは、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。
- 4) ケーブルプラスホーム電話契約者が、2)の変更があったにもかかわらずケーブルプラスホーム電話サービス取扱所に届出を怠ったときまたは事実と異なる届出を行ったときは、第12条（当社が行う一般ケーブルプラス電話契約の解除）、第19条（ケーブルプラス電話サービスの利用中止）及び第20条（ケーブルプラス電話サービスの利用停止）その他この約款または料金表に規定する通知等については、当社が届出を受けている契約者連絡先への郵送等の通知をもって、その通知を行ったものとみなします。
- 5) ケーブルプラスホーム電話契約者は、ケーブルプラスホーム電話契約者が2)の届出を

怠ったことまたは事実と異なる届出を行ったことにより、当社が従前の契約者連絡先に宛てて送付した書面については、その書面が不到達の場合においても、通常その到達すべき時にそのケーブルプラスホーム電話契約者に到達したものと取り扱うことに同意していただきます。

- 6) 当社は、契約者連絡先に宛てて送付した書面が当社に返戻されるその他の理由により、届け出のあった契約者連絡先が事実と異なるものであると判断した場合、以後、書面による通知等を行わないものとします。
- 7) 6)に該当する場合であって、当社が書面による通知等を行わないこととしたときは、当社は、そのケーブルプラスホーム電話契約者回線への架電その他当社が別に定める方法により通知等を行います。この場合において、そのケーブルプラスホーム電話契約者回線に接続された端末設備に内蔵された留守番電話機能等に通知等を録音するその他の方法により、ケーブルプラスホーム電話契約者がその通知等を受領したか否かにかかわらず、その通知等はケーブルプラスホーム電話契約者に到達したものと取り扱うことに同意していただきます。
- 8) 当社は、当社がそのケーブルプラスホーム電話契約者回線について第20条（利用停止）に基づくケーブルプラスホーム電話サービスの利用の停止又は第12条（当社が行うケーブルプラスホーム電話契約の解除）に基づく契約の解除を行う場合であって、書面及び7)のいずれの方法によっても通知等を行うことができないときは、これらの規定にかかわらず、通知を省略します。
- 9) ケーブルプラスホーム電話契約者は、2)の届出を怠った、または当社に事実と異なる届出を行った場合、当社がその契約者連絡先に係る情報に基づいて通知等を行ったことに起因する損害について、当社が一切の責任を負わないことに同意していただきます。
- 10) ケーブルプラスホーム電話契約者は、その契約者連絡先電話番号につき、変更、廃止、及び携帯電話・PHS番号ポータビリティを伴う当社若しくは沖縄セルラー電話株式会社のau（WIN）通信サービス契約約款に定めるauサービス（auパケットを除きます。）又は当社若しくは沖縄セルラー電話株式会社のau（LTE）通信サービス契約約款に定めるLTEサービス（LTEデュアルに限ります。）の利用の開始、又は解約があったときは、そのことをすみやかに契約事務を行うケーブルプラスホーム電話サービス取扱所に届け出ていただきます。ただし、その変更があったにもかかわらずケーブルプラスホーム電話サービス取扱所にケーブルプラスホーム電話契約者からの届出がないことを当社が知ったときは、その届出があったものとみなします。

4 ケーブルプラスホーム電話契約者からのケーブルプラスホーム電話端末設備の設置場所の提供等

- 1) ケーブルプラスホーム電話端末設備を設置するために必要な場所は、そのケーブルプラスホーム電話契約者から提供していただきます。
- 2) 当社がケーブルプラスホーム電話契約に基づいて設置する端末設備に必要な電気は、ケーブルプラスホーム電話契約者から提供していただくことがあります。

5 電話帳の普通掲載

- 1) 当社は、ケーブルプラスホーム電話契約者から請求があったときは、そのケーブルプラスホーム電話契約者に係る当社が別に定める電気通信番号（特定電気通信番号を除きます。）を電話帳に普通掲載として次の事項を掲載します。
 - ア ケーブルプラスホーム電話契約者又はそのケーブルプラスホーム電話契約者が指定する者の氏名、名称又は称号のうち1
 - イ ケーブルプラスホーム電話契約者又はそのケーブルプラスホーム電話契約者が指定する者の職業（協定事業者が定める職業区分によるものとします。）のうち1

ウ ケーブルプラスホーム電話契約者に係るケーブルプラスホーム電話契約者回線の終端のある場所（ケーブルプラス電話契約者又はそのケーブルプラス電話契約者が指定する者の住所又は居所による掲載の請求があった場合で、当社がケーブルプラスホーム電話契約者に係るケーブルプラスホーム電話契約者回線の終端の場所による掲載が適当でないと認めるときは、その請求のあった場所）

- 2) 1)に規定する事項は、協定事業者が定める形式に従って掲載します。
- 3) 当社は、その普通掲載が協定事業者の電話帳発行業務に支障を及ぼすおそれがあるときは、1)の規定にかかわらず、電話帳の普通掲載の取扱いを行わないことがあります。

6 電話帳の掲載省略

- 1) 当社は、5（電話帳の普通掲載）の規定にかかわらず、ケーブルプラスホーム電話契約者に係るケーブルプラスホーム電話契約者回線に音声通信の機能を有しない端末設備が接続されている場合であって、5（電話帳の普通掲載）の1)のアからウに規定する事項に加えてその端末設備の種類について協定事業者が定める記号等を普通掲載として掲載することについてケーブルプラスホーム電話契約者の承諾が得られないときは、電話帳への掲載を省略することがあります。
- 2) 当社は、1)の場合のほか、ケーブルプラスホーム電話契約者から請求があったときは、電話帳への掲載を省略します。

7 電話帳の重複掲載

- 1) 当社は、ケーブルプラスホーム電話契約者から、普通掲載のほか、5（電話帳の普通掲載）に規定する掲載事項について、次の請求があったときは、重複掲載として電話帳に掲載します。
 - ア 氏名、名称若しくは称号（普通掲載として掲載したものを除きます。）又は商品名による掲載
 - イ 普通掲載として掲載した職業区分以外の職業区分への掲載
- 2) 1)に規定する事項は、協定事業者が定める形式に従って掲載します。
- 3) 当社は、その重複掲載が協定事業者の電話帳発行業務に支障を及ぼすおそれがあるときは、1)の規定にかかわらず、電話帳の重複掲載の取扱いを行わないことがあります。
- 4) 電話等契約者は、1)の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第5（附帯サービスに関する料金等）に規定する料金の支払いを要します。

8 自営端末設備の接続

- 1) ケーブルプラスホーム電話契約者は、そのケーブルプラスホーム電話契約者に係るケーブルプラスホーム電話契約者回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、そのケーブルプラスホーム電話契約者回線に自営端末設備を接続するときは、その接続の請求をしていただきます。この場合において、端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成16年総務省令第15号。以下「技術基準適合認定規則」といいます。）様式第7号の表示が付されている端末機器（技術基準適合認定規則第3条で定める種類の端末設備の機器をいいます。）、技術基準等に適合することについて事業法第68条第1項に規定する登録認定機関又は事業法第72条の3第2項に規定する承認認定機関の認定を受けた端末設備の機器以外の自営端末設備を接続するときは、その自営端末設備の名称その他その請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。
- 2) 当社は、1)の請求があったときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。
 - ア その自営端末設備が、無線設備規則に適合しないとき。
 - イ その接続が端末等設備規則等に適合しないとき。

ウ その接続が電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。）第31条で定める場合に該当するとき。

3) 当社は、2)の請求の承諾にあたっては、次の場合を除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。

ア 技術基準適合認定規則様式第7号又は第14号の表示が付されている端末機器を接続するとき。

イ 事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するとき。

4) 3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。

5) ケーブルプラスホーム電話契約者は、工事担任者規則（昭和60年郵政省令第28号）第4条で定める種類の工事担任者格者証の交付を受けている者（以下「工事担任者」といいます。）に自営端末設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。

ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りではありません。

6) ケーブルプラスホーム電話契約者がその自営端末設備を変更したときについても、1)から5)までの規定に準じて取り扱います。

7) ケーブルプラスホーム電話契約者は、そのケーブルプラスホーム電話契約者に係るケーブルプラス電話契約者回線に接続されている自営端末設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

9 端末設備に異常がある場合等の検査

1) 当社は、ケーブルプラスホーム電話契約者回線に接続されている端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、ケーブルプラスホーム電話契約者に、その端末設備の接続が端末等設備規則等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合において、ケーブルプラスホーム電話契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除いて、検査を受けることを承諾していただきます。

2) 1)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。

3) 1)の検査を行った結果、端末設備が端末等設備規則等に適合していると認められないときは、ケーブルプラスホーム電話契約者は、その端末設備をケーブルプラスホーム電話契約者回線から取りはずしていただきます。

10 自営電気通信設備の接続

1) ケーブルプラスホーム電話契約者は、そのケーブルプラスホーム電話契約者に係るケーブルプラスホーム電話契約者回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、そのケーブルプラスホーム電話契約者回線に自営電気通信設備を接続するときは、その接続の請求をしていただきます。

2) 当社は、1)の請求があったときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。

ア その接続が端末等設備規則等に適合しないとき。

イ その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて、事業法 第70条第1項第2号の規定による総務大臣の認定を受けたとき。

3) 当社は、2)の請求の承諾にあたっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除いて、その接続が端末等設備規則等に適合するかどうかの検査を行います。

4) 3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。

5) ケーブルプラスホーム電話契約者は、工事担任者に自営電気通信設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。

ただし、工事担任者規則第3条で定める場合は、この限りではありません。

- 6) ケーブルプラスホーム電話契約者がその自営電気通信設備を変更したときについて、1)から5)までの規定に準じて取り扱います。
- 7) ケーブルプラスホーム電話契約者は、そのケーブルプラスホーム電話契約者に係るケーブルプラスホーム電話契約者回線に接続されている自営電気通信設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

11 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

ケーブルプラスホーム電話接続回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、別記9（端末設備に異常がある場合等の検査）の規定に準じて取り扱います。

12 端末設備の電波発射の停止命令があった場合等の取扱い

- 1) ケーブルプラスホーム電話契約者は、ケーブルプラスホーム電話契約者回線に接続されている端末設備（ケーブルプラスホーム電話端末設備に限ります。以下この別記12において同じとします。）について、電波法の規定に基づき、当社が、総務大臣から臨時に電波発射の停止を命ぜられたときは、その端末設備の使用を停止して、無線設備規則に適合するよう修理等を行っていただきます。
- 2) 当社は、1)の修理等が完了したときは、電波法の規定に基づく検査等を受けるものとし、ケーブルプラスホーム電話契約者は、正当な理由がある場合を除き、そのことを承諾していただきます。
- 3) ケーブルプラスホーム電話契約者は、2)の検査等の結果、端末設備が無線設備規則に適合していると認められないときは、契約者回線へのその端末設備の接続を取りやめていただきます。

13 端末設備の電波法に基づく検査

別記12に規定する検査のほか、端末設備（ケーブルプラスホーム電話端末設備に限ります。）の電波法に基づく検査を受ける場合の取扱いについては、別記12の2)及び3)の規定に準ずるものとしします。

14 当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するよう維持します。

15 天気予報サービス、時報サービス及び災害用伝言ダイヤルサービス

- 1) 当社は、次により時報サービスを提供します。

区 別	内 容	電気通信番号
時報サービス	日本中央標準時に準拠した時刻を通知するサービス	1 1 7

- 2) 当社が別に定める協定事業者が提供する天気予報サービスは、次のとおりとします。

区 別	内 容	電気通信番号
天気予報サービス	気象庁が作成した気象、地象又は水象に関する気象情報を通知するサービス	1 7 7

- 3) 当社が別に定める協定事業者が提供する災害用伝言ダイヤルサービスは、次のとおりとします。

区 別	内 容	電気通信番号
災害用伝言ダイヤルサービス	災害が発生した場合等に、協定事業者の定める音声通信について、メッセージの蓄積、再生等を行うサービス	171

- 4) 時報サービス及び天気予報サービスは、1の音声通信について、時報又は天気予報を聞くことができる状態にした時刻から起算し、6分経過後12分までの間において、その音声通信を打ち切ります。

(注) 15の2)及び14の3)の「当社が別に定める協定事業者」は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社とします。

16 音声通信明細書等の発行

- 1) 当社は、ケーブルプラスホーム電話契約者から請求があったときは、その契約に係るケーブルプラスホーム電話サービスの音声通信明細書（書面のほか当社が別に定める方法により閲覧されるものを含みます。）を発行します。
- 2) ケーブルプラスホーム電話契約者は、音声通信明細書の発行の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第5（附帯サービスに関する料金等）に規定する発行料の支払いを要します。

17 協定事業者の電気通信サービスに関する手続きの代行

当社は、ケーブルプラスホーム電話契約の申込みをする者又はケーブルプラスホーム電話契約者から要請があったときは、ケーブルプラスホーム電話サービスと一体的に利用する協定事業者の電気通信サービスの利用に係る協定事業者に対する申込み、請求、届出その他当社が別に定める事項について、手続きの代行を行います。

18 携帯電話・PHS番号ポータビリティに係る特定電気通信番号の取扱い

- 1) ケーブルプラスホーム電話契約者がそのケーブルプラスホーム電話契約を解除しようとする場合であって、携帯電話・PHS番号ポータビリティ（電気通信番号（ケーブルプラスホーム電話サービスにおいては、特定電気通信番号とします。）を変更することなく、携帯電話サービス又はPHSサービスの提供を受ける電気通信事業者を変更することをいいます。以下同じとします。）を希望するときは、ケーブルプラスホーム電話契約の解除に先立って、当社が別に定める方法によりその旨を申し出てください。ただし、ケーブルプラスホーム電話契約者がそのケーブルプラスホーム電話契約に係る料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがある場合は、この申出を行うことはできません。
- 2) 当社は、1)の規定に基づきケーブルプラスホーム電話契約者から申出があったときは、携帯電話・PHS番号ポータビリティに係る手続きに必要な番号を発行します。
- 3) 当社が2)の規定により発行する番号については、当社がその番号を発行した日から起算して15日間が経過したときに無効となります。
- 4) ケーブルプラスホーム電話契約者は、当社が2)の規定により発行する番号を善良な管理者の注意をもって管理していただきます。
- 5) ケーブルプラスホーム電話契約者は、1)の申出を行う場合、料金表第5（附帯サービスに関する料金等）に規定する携帯電話・PHS番号ポータビリティ取扱手数料の支払いを要します。
- 6) 第15条（電気通信番号）第2項により当社が定める特定電気通信番号について、携帯

電話・PHS番号ポータビリティを希望する者は、ケーブルプラスホーム電話契約の申込みをする際、その旨を当社が定める方法により申し出ていただきます。この場合において、その申出を行うことができる者は、携帯電話事業者又はPHS事業者との間でその電気通信番号に係る契約を締結していた者と同一の者（当社が別に定める基準に適合する者を含みます。）に限ります。

- 7) 当社は、第15条第3項に規定する場合のほか、6)の規定に基づき契約者が申し出た内容について事実と異なるものであると判断した場合、その特定電気通信番号を変更することがあります。
- 8) 携帯電話・PHS番号ポータビリティを希望する者は、当社が携帯電話・PHS番号ポータビリティに係る手続きを行うにあたり、その者からの申出の可否を判断するために、その携帯電話・PHS番号ポータビリティに関わる携帯電話事業者又はPHS事業者との間で、その電気通信番号に係る契約の契約者の氏名、住所、生年月日、当社がエの規定により発行する番号若しくは携帯電話事業者又はPHS事業者が発行する番号等その他のその手続きに必要な情報を相互に開示し、又は照会することを承諾していただきます。

19 新聞社等の基準

区 分	基 準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。 2) 発行部数が、1の題号について8,000部以上であること。
2 放送事業者	電波法（昭和25年法律第131号）の規定により放送局の免許を受けた者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース（1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送をするためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

料金表

通則

(料金等の設定)

- 1 ケーブルプラスホーム電話サービスに係る利用料は、当社の提供区間と協定事業者又は外国の電気通信事業者の提供区間とを合わせて、当社が設定するものとします。
- 2 前項の規定にかかわらず、協定事業者の契約約款等に規定するところによりその協定事業者が定める料金については、この限りではありません。

(料金の計算方法)

- 3 当社は、月額料金（定額利用料のうち、月額で定められている料金をいいます。以下同じとします。）、利用料及びユニバーサルサービス料は、料金月（その音声通信を開始した日と終了した日が異なる料金月となる場合の利用料については、その音声通信を終了した日を含む料金月とします。）に従って計算します。
- 4 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項の起算日を変更することがあります。
- 5 当社は、月額料金、利用料及びユニバーサルサービス料については、料金月に従って計算したものの合計額により、支払いを請求します。ただし、当社が必要と認めるときは、通話等料金について、料金月によらず当社が別に定める期間に従って随時に計算することがあります。
- 6 当社は、料金その他の計算については、次表に規定するとおりとします。

区 分	計 算 方 法
(1) (2) 以外の料金	この料金表に定める税抜額（消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。）により行います。
(2) 外国または特定衛星端末との音声通信に係る利用料	この料金表に定める額により行います。

(月額料金の日割り)

- 7 月額料金の日割りは、次のとおりとします。
 - 1) 当社は、次の場合には、月額料金をその利用日数に応じて日割りします。
 - ア 料金月の末日以外の日にケーブルプラスホーム電話サービスの提供の開始があったとき。
 - イ 料金月の末日以外の日に契約の解除があったとき。
 - ウ ア及びイの場合を除いて、料金月の初日以外の日に月額料金の額が増加又は減少したとき（この場合において、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。）。
 - エ 第35条（定額利用料の支払義務）第2項第3号の表の規定又は同条第3項第2号の表の規定に該当するとき。
 - オ 起算日の変更があったとき。
 - 2) 当社は、第1号の規定にかかわらず、次表に定める特定の付加機能については、第35条第2項第3号の表の規定または同条第3項第2号の表の規定に該当するときに限り、その月額料金をその利用日数に応じて日割りします。

特定の付加機能

電気通信番号表示サービス、電気通信番号通知要請サービス、迷惑電話拒絶サービス（タイプIに限ります。）、割込通話サービス、電気通信番号通信中表示サービス及び着信転送サービス

- 3) 前号ア及びイの規定にかかわらず、第35条第1項の表のうち基本利用料の欄の区分（1）若しくは（2）または付加機能利用料の欄の区分（1）若しくは（2）に該当する場合については、月額料金の日割りを行いません。この場合において、当社は、当該料金月の月額料金の満額を請求します。
- 8 7の規定による月額料金の日割りは、その料金月に含まれる日数により行います。この場合において、第35条（定額利用料の支払義務）第2項第3号の表の1欄又は同条第3項第2号の表の1欄に規定する月額料金の算定に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する日とみなします。

（端数処理）

- 9 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

（料金等の支払い）

- 10 ケーブルプラスホーム電話契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が定める期日までに、当社が指定する金融機関等において支払っていただきます。
- 11 料金及び工事に関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。
- 12 当社は、支払われた金額について、その充当すべき料金等の指定がないときは、当社が別に定める順序で充当します。

（消費税相当額の加算）

- 13 第35条（定額利用料の支払義務）から第38条（工事費の支払義務）までの規定その他約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める税抜額に基づき計算した額に消費税相当額を加算した額とします。
- ただし、外国または特定衛星端末との音声通信に係る利用料については、この限りではありません。

（料金等の臨時減免）

- 14 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、約款又は料金表の定めにかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

（注）当社は、料金等の減免を行ったときは、関係のケーブルプラスホーム電話サービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

第1 基本利用料

1 適用

基本利用料の適用については、第38条（定額利用料の支払義務）及び第39条（利用料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

区 分	内 容						
1) ケーブルプラスホーム電話サービスに係る音声通信の取扱い	<p>ア ケーブルプラスホーム電話契約者は、この約款に特段の定めがある場合を除き、当該ケーブルプラスホーム電話契約者に係るケーブルプラスホーム電話契約者回線から他のケーブルプラスホーム電話契約者回線、加入電話等設備（当社又は協定事業者が提供する電気通信サービスに係る契約（当社が別に定めるものに限ります。）に基づいて設置される電気通信設備をいいます。以下同じとします。））、外国、特定衛星端末、番号規則別表第6号に規定する電気通信番号（別表2に定める当社又は協定事業者に係るものに限ります。）又は番号規則別表第5号に規定する電気通信番号（別表2の2に定める協定事業者に係るものに限ります。）への発信に係る音声通信又は外国若しくは特定衛星端末から当該ケーブルプラスホーム電話サービスに係るケーブルプラスホーム電話契約者回線への着信に係る音声通信を行うことができます。</p> <p>イ ケーブルプラスホーム電話契約者は、この約款に特段の定めがある場合を除き、アに規定する音声通信のほか、当該ケーブルプラスホーム電話契約者に係るケーブルプラスホーム電話契約者回線から電気通信サービスに関する問合せ、申込み等のためにそれぞれの業務を行うケーブルプラスホーム電話サービス取扱所等に設置されている電気通信設備であって、当社が指定したものへの音声通信を行うことができます。</p>						
2) ケーブルプラスホーム電話サービスに係る非自動音声通信の種別	<p>ア 非自動音声通信には、下表の種別があります。</p> <table border="1" data-bbox="472 1335 1458 1632"> <thead> <tr> <th data-bbox="472 1335 738 1406">種 別</th> <th data-bbox="738 1335 1458 1406">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="472 1406 738 1518">① 一般非自動音声通信</td> <td data-bbox="738 1406 1458 1518">特定の対話者、内線電話又は電話番号等に対して請求された本邦発信の音声通信</td> </tr> <tr> <td data-bbox="472 1518 738 1632">② 第1種本邦着信音声通信</td> <td data-bbox="738 1518 1458 1632">外国から発信し本邦に着する、当社電話交換局の交換取扱者に請求する音声通信</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	内 容	① 一般非自動音声通信	特定の対話者、内線電話又は電話番号等に対して請求された本邦発信の音声通信	② 第1種本邦着信音声通信	外国から発信し本邦に着する、当社電話交換局の交換取扱者に請求する音声通信
種 別	内 容						
① 一般非自動音声通信	特定の対話者、内線電話又は電話番号等に対して請求された本邦発信の音声通信						
② 第1種本邦着信音声通信	外国から発信し本邦に着する、当社電話交換局の交換取扱者に請求する音声通信						
3) ケーブルプラスホーム電話サービスに係る基本利用料	<p>ア ケーブルプラスホーム電話サービスに係る基本利用料の料金額は、定額利用料に1の音声通信（1）欄のイに規定する音声通信及び緊急通報用電気通信番号をダイヤルして行うもの、通則第2項の規定が適用されるもの及び当社が別に定めるものを除きます。）及び1のFAX通信（料金表第2（付加機能利用料）に規定するFAX通信サービスに係る通信をいいます。以下同じとします。）について、それぞれ5）で測定した通信時間と2（料金額）に基づいて算定した利用料を加算するものとします。</p> <p>イ アの場合において、FAX通信に係る利用料については、FAX通信に係る音声通信とみなして、2（料金額）に規定する料金額を適</p>						

	用します。																
3) の2 利用料の特別取扱い	ケーブルプラスホーム電話契約者は、この約款に定めるケーブルプラスホーム電話サービスのケーブルプラスホーム電話契約者回線、ケーブルプラス電話サービス（一般ケーブルプラス電話に限ります。）のケーブルプラス電話接続回線、ケーブルプラス光電話サービス（一般ケーブルプラス光電話に限ります。）のFTTH接続回線、ケーブルプラス電話サービス契約約款別表6及び別表7に規定する電気通信サービスの契約者回線、ケーブルプラス光電話サービス契約約款別表5から別表7に規定する電気通信サービスの契約者回線への音声通信について、第39条（利用料の支払義務）の規定にかかわらず、利用料の支払いを要しません。																
4) FAX通信に係る利用料の減額適用	当社は、FAX通信が行われたときは、そのFAX通信に関する1の課金単位に係る利用料を減算するものとします。																
5) ケーブルプラスホーム電話サービスに係る通信時間の測定等	<p>ア 自動音声通信の通信時間（緊急通報用電話番号をダイヤルして行う音声通信及び当社が別に定める音声通信の通信時間を除きます。）は、次表に規定する開始時刻から終了時刻までの時間とし、当社の機器（協定事業者の機器を含むことがあります。以下同じとします。）により測定します。</p> <p>（ア）（イ）以外のもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>時刻</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開始時刻</td> <td>双方の電気通信回線を接続して音声通信をできる状態にした時刻</td> </tr> <tr> <td>終了時刻</td> <td>請求者又は対話者による送受話器をかける等の音声通信終了の信号を受けて、その音声通信をできない状態にした時刻</td> </tr> </tbody> </table> <p>（イ）FAX通信に係るもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>時刻</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開始時刻</td> <td>FAX蓄積装置（第2（付加機能利用料）に規定するものをいいます。以下同じとします。）とFAX通信の対話者に係る電気通信回線を接続してFAX通信をできる状態にした時刻</td> </tr> <tr> <td>終了時刻</td> <td>FAX蓄積装置又は対話者による送受話器をかける等のFAX通信終了の信号を受けて、そのFAX通信をできない状態にした時刻</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 非自動音声通信の通信時間は、次表に掲げるその音声通信の開始時刻から終了時刻までの時間とし、当社の機器により測定します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>時刻</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	時刻	開始時刻	双方の電気通信回線を接続して音声通信をできる状態にした時刻	終了時刻	請求者又は対話者による送受話器をかける等の音声通信終了の信号を受けて、その音声通信をできない状態にした時刻	区分	時刻	開始時刻	FAX蓄積装置（第2（付加機能利用料）に規定するものをいいます。以下同じとします。）とFAX通信の対話者に係る電気通信回線を接続してFAX通信をできる状態にした時刻	終了時刻	FAX蓄積装置又は対話者による送受話器をかける等のFAX通信終了の信号を受けて、そのFAX通信をできない状態にした時刻	区分	時刻		
区分	時刻																
開始時刻	双方の電気通信回線を接続して音声通信をできる状態にした時刻																
終了時刻	請求者又は対話者による送受話器をかける等の音声通信終了の信号を受けて、その音声通信をできない状態にした時刻																
区分	時刻																
開始時刻	FAX蓄積装置（第2（付加機能利用料）に規定するものをいいます。以下同じとします。）とFAX通信の対話者に係る電気通信回線を接続してFAX通信をできる状態にした時刻																
終了時刻	FAX蓄積装置又は対話者による送受話器をかける等のFAX通信終了の信号を受けて、そのFAX通信をできない状態にした時刻																
区分	時刻																

開始時刻	請求者の電話設備（通話等の用に供される端末設備若しくは自営電気通信設備又はそれらに相当するものと当社が認めるものをいいます。以下同じとします。）が対話者等に接続され、当社電話交換局の交換取扱者が、音声通信が設定されたことを請求者に告げた時刻
終了時刻	当社電話交換局の交換設備が請求者の電話設備から音声通信終了の信号を受信した時刻
備考 当社電話交換局が非自動音声通信を接続する場合において、対話者側の電気通信設備が、加入者不在の場合に応答する装置又は不在加入者の代行を業とする者に接続されているため、その装置又は代行業者による応答があったときは、請求者が音声通信を行うことを希望する場合に限って接続します。	

- ウ 次の時間は、ア又はイの通信時間に含みません。
- (ア) 回線の故障等音声通信若しくはFAX通信の請求者又は対話者の責めによらない理由により、音声通信またはFAX通信の途中に一時音声通信またはFAX通信ができなかった時間
 - (イ) 回線の故障等音声通信またはFAX通信の請求者又は対話者の責めによらない理由により、音声通信またはFAX通信を打ち切ったときは、2（料金額）に規定する秒数又は秒数に満たない端数の通信時間
- エ ウの規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、通信時間の調整は行いません。
- (ア) 音声通信以外の通信が行われた場合において、伝送品質の不良によりその通信ができなかったとき。
ただし、音声通信ができない状態であったときは、この限りではありません。
 - (イ) ケーブルプラスホーム電話契約者回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、そのケーブルプラスホーム電話契約者回線に当社又は当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続し、音声通信またはFAX通信が行われた場合において、その接続を原因とする伝送品質の不良によりその音声通信またはFAX通信ができなかったとき。
 - (ウ) 地下駐車場、トンネル、ビルの陰、山間部等電波の伝わりにくいところで音声通信またはFAX通信が行われた場合において、伝送品質の不良によりその音声通信またはFAX通信ができなかったとき。
- オ 電気通信設備の障害、業務上の過誤その他請求者又は対話者の責めによらない理由により、音声通信に中断があったときは、請求者は、直ちにその旨を当社電話交換局に申告してください。
- カ 当社は、オの規定により中断等の申告を受けた自動音声通信の通信時間を、ウ及びエの規定に従って調整します。

	<p>キ オの規定により非自動音声通信の中断の申告を受けた当社電話交換局は、速やかに再接続を試み、又は必要な措置に従って通信時間を調整します。この場合において、当社はエ及びオの規定に従って通信時間を調整します。</p> <p>ク オに規定する中断等の場合において、請求者及び対話者の責めによらない理由により、直ちにその旨の申告ができなかったときは、当社は、その音声通信に係る請求書の発行日から起算して6か月以内に限り、申告に応じ、カ又はキに規定する調整すべき通信時間に対応する利用料を減額又は返還します。</p>
<p>6) 当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の料金の取扱い</p>	<p>当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の利用料は、次のとおりとします。</p> <p>ア 過去1年間の実績を把握することができる場合 当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった日の初日（初日が確定できないときには、種々の事情を総合的に判断して当社の機器の故障等があったと認められる日とします。）の属する料金月の前12料金月の各料金月における1日平均の利用料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>イ ア以外の場合 把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した1日平均の利用料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>（注）イの「当社が別に定める方法」は、原則として、次のとおりとします。</p> <p>（ア）過去2か月以上の実績を把握することができる場合機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる各料金月における1日平均の利用料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>（イ）過去2か月間の実績を把握することができない場合 機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる期間における1日平均の利用料又は故障等の回復後の7日間における1日平均の利用料のうち低いものの値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p>
<p>7) 契約者連絡先電話番号がa u携帯電話番号であった場合における利用料の減額（a uまとめトーク</p>	<p>ア 当社は、ケーブルプラスホーム電話契約者回線について、その料金月の当社が別に定める日において、（ア）に定める割引判定条件のすべてを満たすことを条件に、（イ）に定める割引対象に係る料金等のうち（ウ）に定める割引額を減額することとします。</p> <p>（ア）割引判定条件</p> <p>① 当社に届出のあった契約者連絡先電話番号が、当社若しくは沖縄セルラー電話株式会社のa u（L T E）通信サービス契約約款に定めるL T Eサービス又は当社若しくは沖縄セルラー電話株式会社のa u（W I N）通信サービス契約約款に定めるa uサービス若しくはa uモジュール（第3種a uモジュールを除きます。）であって、各々の契約約款に基づき現に利用の一</p>

時休止を行っていないもの及び利用を停止されていないものであること。

② ①により契約者が当社に届け出ている電話番号に係る他網契約者回線の契約者名義が、ケーブルプラスホーム電話契約の契約者名義と同一であること、又はその他網契約者回線の契約者が当社に届け出ている住所が、ケーブルプラスホーム電話契約者の住所若しくは居所と同一であること。

③ 別記3 10)に定める契約者連絡先電話番号にかかる変更、廃止、携帯電話・PHS番号ポータビリティを伴う当社若しくは沖縄セルラー電話株式会社のau(WIN)通信サービス契約約款に定めるauサービス又は当社若しくは沖縄セルラー電話株式会社のau(LTE)通信サービス契約約款に定めるLTEサービスの利用の開始、又は解約の届出がされていること。

④ ①に定める他網契約者回線が、その契約者以外の者(その契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を除きます。)の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるものでないこと。

(イ) 割引対象

料金表第1(基本利用料)2(料金額)に定める利用料

(ウ) 割引額

① この約款に定めるケーブルプラスホーム電話サービスのケーブルプラスホーム電話契約者回線、ケーブルプラス電話サービス契約約款に定める一般ケーブルプラス電話サービスのケーブルプラス電話接続回線、ケーブルプラス光電話サービス契約約款に定める一般ケーブルプラス光電話サービスのFTTH接続回線、FTTHサービス契約約款に定めるFTTH電話サービスのFTTH接続回線、ホームプラス電話サービス契約約款に定めるホームプラス電話サービスのホームプラス電話契約者回線及び光ダイレクトサービス契約約款に定める一般光ダイレクト電話サービスの光ダイレクト接続回線、auオフィスナンバーサービスに係る特定装置接続回線、イントラネットIP電話サービス契約約款に定める一般イントラネットIP電話サービスのイントラネットIP電話利用回線、マンションプラス電話サービス契約約款に定める一般マンションプラス電話のマンションプラス電話利用回線、CiscoWebexCallingサービス契約約款に定めるCiscoWebexCallingサービスの特定装置接続回線及びクラウドコーリングサービス契約約款に定めるクラウドコーリングサービスの特定装置接続回線への通話(協定事業者の設置した交換設備を経由したものを除きます。)、沖縄セルラー電話株式会社のFTTHサービス契約約款に定めるFTTH電話サービスのFTTH接続回線への通話並びに協定事業者の電気通信サービス(当社が別に定めるものに限り)の電気通信回線への通話に関する利用料を当該料金月単位に累積した月間累積利用料

② 当社が別に定める音声通信番号への通話(その音声通信番号

	<p>に係る事業者が当社であるものに限ります。)に関する利用料を当該料金月単位に累積した月間累積利用料</p> <p>③ 当社及び沖縄セルラー電話株式会社のau(WIN)通信サービス契約約款に定めるauサービス並びにプリペイド電話並びに当社及び沖縄セルラー電話株式会社のau(LTE)通信サービス契約約款に定めるLTEサービスの契約者回線への通話に関する利用料を当該料金月単位に累積した月間累積利用料 当社のペーパーレスFAX等提供サービス契約約款に定めるペーパーレスFAX等提供サービスのペーパーレスFAX回線 (同契約約款第13条に規定する電気通信番号に係る電気通信回線をいいます。以下同じとします。)への通話及び当社の電話サービス等契約約款に定める電話会議サービスに係る電気通信回線への通話(当社が別に定める電気通信番号をダイヤルして行うものに限ります。)に関する利用料を当該料金月単位に累積した月間累積利用料</p> <p>イ アの場合において、当社がアの適用について、第44条(ケーブルプラス電話サービスに係る債権の譲渡等)の規定により当社が債権を譲渡する別表3に定める事業者に通知することについて、承諾していただきます。</p>
--	--

2 料金額

1) 定額利用料

1 ケーブルプラスホーム電話契約者回線ごとに月額

区 分	料 金 額
利用料	税抜額 1,330円

2) 利用料

ア イ及びウ以外のもの

(ア) (イ)、(ウ)、(エ)、(オ)、(カ)以外のもの

区 分		料 金 額 (3分までごとに)
利用料	同一の都道府県に 終始するもの	税抜額 8.0円
	上記以外のもの	税抜額 15.0円

備考 本欄に規定する都道府県内区域のうち、北海道、岩手県、福井県、鳥取県、徳島県、高知県及び沖縄県以外の都道府県の区域については、平成11年郵政省令第24号別表第一及び別表第二によって定められた区域をいいます。以下同じとします。

(イ) 携帯電話事業者に係る加入電話等設備へのもの

区 分	料 金 額 (60秒までごとに)

当社又は沖縄セルラー電話株式会社に係るもの	税抜額 15.5円
上記以外のもの	税抜額 16.0円

(ウ) PHS事業者に係る加入電話等設備へのもの

区 分		料 金 額
利用料	1の通信ごとに	税抜額 10.0円
	上欄に定める利用料のほか	60秒までごとに税抜額 10.0円

(エ) 別記14 3)に定める災害用伝言ダイヤルサービスに係るもの

区 分	料 金 額 (60秒までごとに)
利用料	税抜額 8.0円

(オ) 番号規則別表第6号に定める電気通信番号に係るもの

区 分	料 金 額 (180秒までごとに)
利用料	税抜額 10.0円

(カ) 番号規則別表第5号に定める電気通信番号に係るもの

区 分		料 金 額
利用料	1の通信ごとに	税抜額 40.0円
	上欄に定める利用料のほか	40秒までごとに税抜額 10.0円

イ 外国との音声通信に係るもの

(ア) 自動音声通信 (外国への発信に係るものに限ります。)

利用料

区 分	料 金 額 (1分までごとに)
アジア1	30円
アジア2	30円
アジア3	45円

アジア4	63円
アジア5	72円
アジア6	77円
アジア7	105円
アジア8	107円
アジア9	113円
アジア10	127円
アジア11	130円
アジア12	153円
アジア13	159円
アジア14	213円
アジア15	227円
アジア16	35円
アジア17	60円
アフリカ1	128円
アフリカ2	180円
アフリカ3	257円
アメリカ1	9円
アメリカ2	15円
アメリカ3	78円
アメリカ4	157円
アメリカ5	113円
アメリカ6	159円
アメリカ7	30円
アメリカ8	105円
アメリカ9	115円
アメリカ10	230円

オセアニア 1	57円
オセアニア 2	9円
オセアニア 3	50円
オセアニア 4	72円
オセアニア 5	80円
オセアニア 6	112円
オセアニア 7	160円
ヨーロッパ 1	20円
ヨーロッパ 2	42円
ヨーロッパ 3	92円
ヨーロッパ 4	102円
ヨーロッパ 5	142円
ヨーロッパ 6	203円

備考 各区分における取扱地域等は、別表 1 に定めるところによります。

(注) 外国へ発信する音声通信（その音声通信の料金を着信者側で支払うことを条件として行われる通信に限ります。）の料金は、着信側事業者の定めるところによります。

(イ) 非自動音声通信に係るもの

区 分	料 金 額	
	最初の 3 分まで	超過 1 分までごとに
非自動音声通信	2,160円	460円

備考 非自動音声通信における取扱地域等は、別表 1 に定めるところによります。

ウ 特定衛星端末との音声通信に係るもの

(ア) 自動音声通信（特定衛星端末への発信に係るものに限ります。）

利用料

区 分	料 金 額 (1分までごとに)
特定衛星端末 1	273円
特定衛星端末 2	378円

特定衛星端末 6	210円
特定衛星端末 7	686円
備考 各区分における取扱地域等は、別表 1 に定めるところによります。	
(注) 外国へ発信する音声通信（その音声通信の料金を着信者側で支払うことを条件として行われる通信に限ります。）の料金は、着信側事業者の定めるところによります。	

(イ) 非自動音声通信

区 分	料 金 額	
	最初の 3 分まで	超過 1 分までごとに
非自動音声通信	2,160円	460円
備考 非自動音声通信における取扱地域等は、別表 1 に定めるところによります。		

第2 付加機能利用料

1 料金額

付加機能利用料の適用については、第35条（定額利用料の支払義務）の規定によります。

区 分		単 位	料 金 額
ア 発信電気通信番号非通知サービス	本サービスの利用の請求をしたケーブルプラスホーム電話契約者に係るケーブルプラスホーム電話契約者回線から行う音声通信（緊急通報用電気通信番号をダイヤルして行うものその他当社が別に定める方法により行うものを除きます。）について、そのケーブルプラスホーム電話契約に係る電気通信番号を着信先へ通知しないようにするもの	—	—
	備考	（ア）本サービスの利用に係る細目事項については、当社が別に定めるところによります。	
イ 電気通信番号表示サービス	本サービスの利用の請求をしたケーブルプラスホーム電話契約者のケーブルプラスホーム電話契約に係るケーブルプラスホーム電話契約者回線に着信する音声通信の発信電気通信番号をそのケーブルプラスホーム電話契約者回線に接続された端末設備にその発信電気通信番号を表示することができるようにするもの （定額利用料）	1 ケーブルプラスホーム電話契約者回線ごとに月額	税抜額400円
	備考	（ア）本サービスは、当社が別に定める端末設備を接続しているケーブルプラスホーム電話契約者回線に限り提供します。 （イ）本サービスの利用に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。 （ウ）当社は、本サービスを利用しているケーブルプラスホーム電話契約者（以下「電気通信番号表示サービス利用者」といいます。）から請求があったときは、以下この表のウ欄又はキ欄に掲げる追加サービスを提供します。	

ウ 電気通信番号通知要請サービス	ケーブルプラスホーム電話契約に係るケーブルプラスホーム電話契約者回線へ発信電気通信番号が通知されない音声通信（請求者がケーブルプラスホーム電話サービスに係る特定電気通信番号をダイヤルして行ったものを除きます。）に対して、その発信電気通信番号を通知してかけ直してほしい旨の案内により自動的に応答するもの （定額利用料）	1 ケーブルプラスホーム電話契約者回線ごとに月額	税抜額200円
	備考	<p>（ア）本サービスは、電気通信番号表示サービスの提供を受けているケーブルプラスホーム電話契約者回線に限り提供します。</p> <p>（イ）当社は、発信電気通信番号を通知してかけ直してほしい旨の案内により自動的に応答する通信について、着信した時刻から一定時間経過後、その通信を打ち切ります。</p> <p>（ウ）本サービスの利用に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。</p>	
エ 迷惑電話拒絶サービス	本サービスの利用の請求をしたケーブルプラスホーム電話契約者が端末設備からの登録操作等により、あらかじめ指定した特定の電気通信番号からの着信に対して、おことわりする旨の案内により自動的に応答するもの（定額利用料（タイプⅠに限ります。））	1 ケーブルプラスホーム電話契約者回線ごとに月額	税抜額700円
	備考	<p>（ア）本サービスには、電気通信番号の登録方法により、次の種類があります。</p> <p>① タイプⅠ（指定番号拒否） タイプⅡ以外のもの。</p> <p>② タイプⅡ（直前着信番号拒否） そのケーブルプラスホーム電話契約者回線に着信した音声通信（当社が別に定めるものに限ります。）について、その音声通信の発信元に係る電気通信番号を当社が別に定める方法により登録し、その電気通信番号からの以後の着信に対して、お断りする旨の案内により自動的に応答するもの。</p> <p>（イ）当社は、おことわりする旨の案内により自動的に応答する通信について、着信した時刻から一定時間経過後、その通信を打ち切ります。</p> <p>（ウ）当社は、本サービスの利用に伴い発生する損害については、当社の故意または重大な過失による場合を除き、責任を負いません。</p> <p>（エ）本サービスの利用に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。</p>	

オ 割 込 通 話 サ ー ビ ス	音声通信中に他から着信があることを知らせ、そのケーブルプラスホーム電話契約者回線に接続されている端末設備のフックボタン等の操作により、現に通信中の音声通信を保留し、その着信に応答して音声通信を行った後再び保留中の音声通話を行うことができるようにするもの (定額利用料)	1 ケーブルプラスホーム電話契約者回線ごとに月額	税抜額300円
	備考	(ア) 本サービスの利用に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。	
カ 特 定 音 声 通 信 発 信 規 制 サ ー ビ ス	本サービスの利用の請求をしたケーブルプラスホーム電話契約者がそのケーブルプラスホーム電話契約に係るケーブルプラスホーム電話契約者回線から発信する、当社が別に定める音声通信を行うことができないようにするもの	—	—
	備考	(ア) 当社は、そのケーブルプラス電話契約に係る電気通信番号が変更となった場合は、本サービスを廃止したものとして取り扱います。 (イ) 本サービスの利用に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。	
キ 電 気 通 信 番 号 通 信 中 表 示 サ ー ビ ス	ケーブルプラスホーム電話契約（割込通話サービスを利用しているものに限り。）に係るケーブルプラスホーム電話契約者回線へ通知される電気通信番号を通信中に表示することができるもの (定額利用料)	1 ケーブルプラスホーム電話契約ごとに月額	税抜額 100 円
	備考	(ア) 本サービスは、電気通信番号表示サービスと割込通話サービスの両方の提供を受けているケーブルプラスホーム電話契約者回線であって、当社が別に定める端末設備を接続しているものに限り提供します。 (イ) (ア)に定めるほか、通信の利用状況によっては、電気通信番号を表示できない場合があります。 (ウ) 本サービスの利用に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。	

ク 番号ポータビリティサービス	この機能を利用するケーブルプラスホーム電話契約者の電気通信番号（特定電気通信番号を除きます。）において、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の事業法第33条第2項及び第7項に基づく指定電気通信設備との接続に関する契約約款に規定する一般番号ポータビリティを利用することができるようにするもの	—	—
備考	<p>(ア) 当社は、ケーブルプラスホーム電話契約者がケーブルプラスホーム電話契約者回線に接続されている端末設備の設置場所を変更した場合には、この機能を廃止します。</p> <p>(イ) 協定事業者の定めるところによりこの機能の提供を行うことが困難である場合には、当社は、この機能の提供を行わないことがあります。</p> <p>(ウ) 本サービスの利用に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。</p>		
ケ 着信転送サービス	ケーブルプラスホーム電話契約に係るケーブルプラスホーム電話契約者回線に着信する音声通信を、あらかじめ指定した他の契約者回線等（当社が別に定めるものに限りません。以下この欄において同じとします。）に自動的に転送することができる機能（定額利用料）	1 ケーブルプラスホーム電話接続回線ごとに月額	税抜額500円
備考	<p>(ア) 他の電気通信回線等から転送されて、本サービスが適用されているケーブルプラス電話接続回線に着信する音声通信を、他の電気通信回線等へ転送することはできません。</p> <p>(イ) 電気通信番号通知要請サービス又は迷惑電話拒絶サービスが適用されている場合は、それぞれのサービスの取扱いが本サービスの取扱いより優先して適用します。</p> <p>(ウ) 本サービスに係る音声通信については、請求者から本サービスを利用しているケーブルプラスホーム電話契約者回線への音声通信と本サービスを利用しているケーブルプラスホーム電話契約者回線から転送先の電気通信回線等への音声通信の2の音声通信として取り扱います。この場合の通信時間については、転送先の電気通信回線に転送して音声通信ができる状態となった時刻に双方の音声通信ができる状態になったものとして測定することとします。</p> <p>(エ) 本サービスを利用する場合において、転送が2回以上にわたる等通常と異なる利用態様となるときは、通信品質を保証できないことがあります。</p> <p>(オ) 本サービスを利用する場合、請求者の電気通信番号が転送先の電気通信回線に通知される場合があります。</p> <p>(カ) 当社は、本サービスに係る転送先の電気通信回線に係る者から、その転送される音声通信について間違い電話のため、その転送が行われないようにしてほしい旨の申出がある場合であって当社が必要と認めるときは、その転送を中止することがあります。</p> <p>(キ) 本サービスの利用に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。</p> <p>(ク) 当社は、本サービスの利用に伴い発生する損害については、当社の故意または重大な過失による場合を除き、その責任を負いません。</p>		

コ K D D I 電 話 a u で 着 信 確 認 サ ー ビ ス	<p>本サービスの利用の請求をしたケーブルプラスホーム電話契約者に係るケーブルプラスホーム電話契約者回線への着信に係る情報（以下この欄において「着信情報」といいます。）を、当社若しくは沖縄セルラー電話株式会社のa u（L T E）通信サービス契約約款に定めるL T Eサービス（L T Eデュアルに限ります。）の契約者回線、当社若しくは沖縄セルラー電話株式会社のa u（W I N）通信サービス契約約款に定めるa uサービス（a uパケットを除きます。）若しくはプリペイド電話の契約者回線又はM V N O事業者（当社若しくは沖縄セルラー電話株式会社が提供するa u（L T E）通信サービスまたはa u（W I N）通信サービスを利用して、そのサービスと同等の電気通信サービスを提供する電気通信事業者（その電気通信サービスの提供に係る無線局を自ら開設しかつ運用していない者であって、当社が別に定めるものに限ります。以下同じとします。）が提供するその電気通信サービスに係る電気通信回線（以下この欄において「a u回線等」といいます。）に通知する機能</p>	—	—
備 考	<p>（ア）本サービスの利用を請求したケーブルプラスホーム電話契約者は、着信情報を通知するa u回線等に係る電話番号（当社若しくは沖縄セルラー電話株式会社のa u（L T E）通信サービス契約約款、当社若しくは沖縄セルラー電話株式会社のa u（W I N）通信サービス契約約款又はM V N O事業者のその電気通信サービスに係る契約約款に定めるものをいいます。）を、あらかじめ当社に届け出ていただきます。</p> <p>（イ）着信情報とは次の通りとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 本サービスの利用の請求をしたケーブルプラスホーム電話契約者に係るケーブルプラスホーム電話契約者回線に発信した発信者電気通信番号 ② 着信日時 ③ 着信時の状態（応答、無応答、話中、転送） <p>（ウ）本サービスの利用に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。</p>		
サ F A X 通 信 サ ー ビ ス	<p>当社が設置する電気通信設備（本サービスを提供するために当社が設置するものをいい、以下「F A X蓄積装置」といいます。）を介してファクシミリ通信に係る画像データの受信又は送信（F A X蓄積装置に蓄積する場合を含みます。）を行うことができるもの</p>	—	—
備 考	<p>（ア）当社は、本サービスの提供にあたり、ファクシミリ通信に係る画像データを当社が別に定めるデータ様式に変換します。</p> <p>（イ）蓄積した画像データは、F A X通信の完了後又は当社が別に定める時間経過</p>		

後、消去します。

(ウ) 当社は、本サービスを利用した場合に生じた画像データの破損若しくは滅失等による損害又は知り得た情報等に起因する損害については、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、その責任を負わないものとします。

(エ) 本サービスの利用に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。

第3 相互接続番号案内料

1 適用

相互接続番号案内料の適用については、第58条（相互接続番号案内）及び第59条（相互接続番号案内料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

区 分	内 容
1) 相互接続番号案内料の設定	相互接続番号案内料は、当社の提供区間と協定事業者の提供区間とを合わせて、当社が設定するものとします。
2) 相互接続番号案内料の免除等の取扱い	相互接続番号案内料の免除に係る取扱い及び相互接続番号案内料の支払いを要しない場合の取扱いについては、協定事業者の契約約款等の規定に準じて取り扱います。
3) その他の取扱い	相互接続番号案内料に係るその他の取扱いについては、利用料に準じて取り扱います。

2 料金額

区 分	単 位	料 金 額
相互接続番号案内料	1 相互接続番号ごと	税抜額200円

第4 手続きに関する料金及び工事費

1 2以外のもの

1) 適用

ケーブルプラスホーム電話契約者回線に係る手続きに関する料金及び工事費の適用については、第37条（手続きに関する料金の支払義務）及び第38条（工事費の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

工 事 費 の 適 用	
ア 契約料の適用	契約料は、ケーブルプラスホーム電話契約の手続きを要する場合に適用します。
イ 電気通信番号の変更に係る工事費	電気通信番号の変更に係る工事費は、電気通信番号の変更を行う場合に適用します。
備考	ケーブルプラスホーム電話契約者回線に係る工事費等、屋内配線工事及び撤去に係る工事費等、端末装置の設置及び撤去に係る工事費等は、当社が別表3で別に定める事業者（以下この表において事業者）が規定するものとし、工事費等の扱いについては事業者の契約約款等で定めるところによります。

2) 手続きに関する料金及び工事費の額

区 分	単 位	工事費の額
ア 契約料	1 ケーブルプラスホーム電話契約者回線ごと	無料
イ 電気通信番号の変更に係る工事費	電気通信番号及び追加番号 1 番号ごと	税抜額2,000円
備考 ケーブルプラスホーム電話サービスに係るケーブルプラスホーム電話契約の申込をし、その承諾を受けたときは、その利用を開始した日の属する料金月から起算して2ヶ月間、イに掲げる費用について、その支払を要しません。		

2 付加機能に係るもの

1) 適用

付加機能に係る工事費の適用については、第38条（工事費の支払義務）の規定によります。

2) 工事費の額

区 分	単 位	工事費の額
番号ポータビリティサービス	1 電気通信番号ごと	無料

第5 附帯サービスに関する料金等

1 重複掲載料

1) 適用

重複掲載料の適用については、別記7（電話帳の重複掲載）の規定のとおりとします。

2) 料金額

区 分	単 位	料 金 額
重複掲載料	1 掲載ごとに年額	税抜額500円

2 音声通信明細書の発行料

1) 適用

音声通信明細書の発行料の適用については、別記16（音声通信明細書等の発行）の規定のとおりとします。

2) 料金額

区 分	単 位	料 金 額
発行料	1 発行ごと	税抜額100円

3 携帯電話・PHS番号ポータビリティ取扱手数料

1) 適用

携帯電話・PHS番号ポータビリティ取扱手数料の適用については、別記18のとおりとします。

2) 料金額

区 分	単 位	料 金 額
携帯電話・PHS番号ポータビリティ取扱手数料	1請求ごと	税抜額3,000円

第6 ユニバーサルサービス料

1 適用

ユニバーサルサービス料の適用については、第35条の2（ユニバーサルサービス料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

ユニバーサルサービス料の適用	<p>ア ユニバーサルサービス料は1のケーブルプラスホーム電話に係る電気通信番号（特定電気通信番号を除きます。）ごとに適用します。</p> <p>イ ユニバーサルサービス料の計算は、料金月単位で行います。</p> <p>ウ その料金月の末日に契約の解除があったとき又は接続休止をしているときは、第35条の2の規定にかかわらず、その料金月におけるユニバーサルサービス料の支払いを要しません。</p> <p>エ ユニバーサルサービス料については、日割りは行いません。</p>
----------------	---

2 料金額

区 分	単 位	料 金 額
ユニバーサルサービス料	1電気通信番号ごとに月額	ユニバーサルサービス制度について定めた当社のホームページに規定する「ユニバーサルサービス料」の額

（注） ユニバーサルサービス制度について定めた当社のホームページは、次のとおりです。

<https://www.kddi.com/corporate/kddi/public/universal/>

別表 1 外国又は特定衛星端末との音声通信に係る取扱地域等

1 自動音声通信

区 分	取 扱 地 域
アジア 1	大韓民国、シンガポール共和国、中華人民共和国（香港及びマカオを除きます。）、香港
アジア 2	台湾
アジア 3	インドネシア共和国、タイ王国
アジア 4	ブルネイ・ダルサラーム国
アジア 5	マカオ
アジア 6	モンゴル国
アジア 7	インド
アジア 8	スリランカ民主社会主義共和国、ネパール王国、パキスタン・イスラム共和国、バングラデシュ人民共和国、ブータン王国、ベトナム社会主義共和国、モルディブ共和国、ラオス人民民主共和国
アジア 9	アラブ首長国連邦、イスラエル国、オマーン、カタール国、キプロス共和国、クウェート国、サウジアラビア王国、ヨルダン・ハシェミット王国、シリア・アラブ共和国、バーレーン国、レバノン共和国
アジア 10	東ティモール
アジア 11	朝鮮民主主義人民共和国
アジア 12	カンボジア王国、ミャンマー連邦共和国
アジア 13	イエメン共和国
アジア 14	アフガニスタン・イスラム国
アジア 15	イラク共和国、イラン・イスラム共和国
アジア 16	フィリピン共和国
アジア 17	マレーシア
アフリカ 1	アルジェリア民主人民共和国、アンゴラ共和国、ウガンダ共和国、エジプト・アラブ共和国、ガーナ共和国、カーボベルデ共和国、ガボン共和国、カメルーン共和国、ガンビア共和国、ケニア共和国、コモロ連合、ザンビア共和国、ジブチ共和国、社会主義人民リビア・アラブ国、ジンバブエ共和国、スーダン共和国、エスワティニ王国、セネガル共和国、セントヘレナ島、ソマリア共和国、タンザニア連合共和国、中央アフリカ共和国、トーゴ共和国、ナイジェリア連邦共和国、ナミビア共和国、ニジェール共和国、ブルキナファソ、ブルンジ共和国、ベナン共和国、ボツワナ共和国、

	マイヨット島、マラウイ共和国、マリ共和国、南アフリカ共和国、南スーダン共和国、モーリシャス共和国、モーリタニア・イスラム共和国、モザンビーク共和国、モロッコ王国、リベリア共和国、ルワンダ共和国、レソト王国、レユニオン
アフリカ 2	アセンション島、エチオピア連邦民主共和国、エリトリア国、ギニア共和国、コートジボワール共和国、シエラレオネ共和国、セーシェル共和国、赤道ギニア共和国、チュニジア共和国、ディエゴ・ガルシア、マダガスカル共和国
アフリカ 3	ギニアビサウ共和国、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、サントメ・プリンシペ民主共和国、チャド共和国
アメリカ 1	アメリカ合衆国（アラスカ及びハワイを除きます。）、アラスカ
アメリカ 2	カナダ
アメリカ 3	サンピエール島・ミクロン島、メキシコ合衆国
アメリカ 4	トリニダードトバゴ共和国、バミューダ諸島
アメリカ 5	アルバ、アンギラ、アンティグア・バーブーダ、オランダ領アンティール、オランダ領セントマーチン、キューバ共和国、グアドループ、グレート・ブリテン領ヴァージン諸島、グレナダ、ケイマン諸島、ジャマイカ、セントクリストファー・ネイビス、セントビンセント及びグレナディーン諸島、セントルシア、タークス及びカイコス諸島、ドミニカ共和国、ドミニカ国、ハイチ共和国、バルバドス、プエルト・リーコ、米領バージン諸島、マルティニク、モンセラット
アメリカ 6	バハマ国
アメリカ 7	ブラジル連邦共和国
アメリカ 8	ペルー共和国
アメリカ 9	アルゼンチン共和国、ウルグアイ東方共和国、エクアドル共和国、エルサルバドル共和国、ガイアナ共和国、グアテマラ共和国、コスタリカ共和国、コロンビア共和国、スリナム共和国、チリ共和国、ニカラグア共和国、パナマ共和国、パラグアイ共和国、フランス領ギアナ、ベネズエラ・ボリバル共和国、ベリーズ、ボリビア共和国、ホンジュラス共和国
アメリカ 10	フォークランド諸島
オセアニア 1	グアム、サイパン
オセアニア 2	ハワイ
オセアニア 3	オーストラリア
オセアニア 4	クリスマス島、ココス・キーリング諸島、ニュージーランド

オセアニア5	ノーフォーク島、パプアニューギニア共和国、米領サモア、ミクロネシア連邦
オセアニア6	マーシャル諸島共和国
オセアニア7	バヌアツ共和国、キリバス共和国、クック諸島、ソロモン諸島、ツバル、トケラウ諸島、トンガ王国、ナウル共和国、サモア独立国、ニウエ、ニュー・カレドニア、パラオ共和国、フィジー共和国、フランス領ポリネシア
ヨーロッパ1	グレートブリテン及び北部アイルランド連合王国、ドイツ連邦共和国、フランス共和国
ヨーロッパ2	アンドラ公国、モナコ公国
ヨーロッパ3	アイスランド共和国、アイルランド、アゾールス諸島、イタリア共和国、バチカン市国、オーストリア共和国、オランダ王国、カナリア諸島、ギリシャ共和国、グリーンランド、サンマリノ共和国、ジブラルタル、スイス連邦、スウェーデン王国、スペイン、スペイン領北アフリカ、デンマーク王国、トルコ共和国、ノルウェー王国、フェロー諸島、フィンランド共和国、ベルギー王国、ポルトガル共和国、マディラ諸島、マルタ共和国、リヒテンシュタイン公国、ルクセンブルク大公国
ヨーロッパ4	アゼルバイジャン共和国、ウクライナ、ウズベキスタン共和国、エストニア共和国、カザフスタン共和国、ジョージア、クロアチア共和国、スロバキア共和国、スロベニア共和国、タジキスタン共和国、チェコ共和国、ハンガリー共和国、ブルガリア共和国、ベラルーシ共和国、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポーランド共和国、マケドニア・旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ共和国、ラトビア共和国、リトアニア共和国、ルーマニア、ロシア連邦
ヨーロッパ5	コソボ共和国、トルクメニスタン、セルビア共和国、モンテネグロ共和国
ヨーロッパ6	アルバニア共和国、アルメニア共和国、キルギス共和国
特定衛星端末1	スラーヤー
特定衛星端末2	イリジウム
特定衛星端末6	インマルサットF型、インマルサットBGAN型、インマルサットFB型
特定衛星端末7	インマルサットF型（64kbpsのAudio/Speechモードの場合に限ります。）、インマルサットBGAN型（64kbpsのAudio/Speechモードの場合に限ります。）、インマルサットFB型（64kbpsのAudio/Speechモードの場合に限ります。）

2 非自動音声通信

区 分	取扱地域
アジア 1	【大韓民国】
アジア 2	香港、【マカオ】
アジア 3	【中華人民共和国（香港及びマカオを除きます。）】
アジア 4	【台湾】
アジア 5	【シンガポール共和国】
アジア 6	【フィリピン共和国】
アジア 7	【インドネシア共和国】、【タイ王国】、【ブルネイ・ダルサラーム国】、【マレーシア】、東ティモール
アジア 8	【カンボジア王国】、【ベトナム社会主義共和国】、ミャンマー連邦共和国、【モンゴル国】、【ラオス人民民主共和国】
アジア 9	朝鮮民主主義人民共和国
アジア 10	【インド】
アジア 11	【スリランカ民主社会主義共和国】、【ネパール王国】、パキスタン・イスラム共和国、バングラデシュ人民共和国、ブータン王国、モルディブ共和国
アジア 12	【アラブ首長国連邦】、イエメン共和国、イスラエル国、【イラク共和国】、イラン・イスラム共和国、オマーン国、カタール国、キプロス共和国、クウェート国、サウジアラビア王国、シリア・アラブ共和国、【バーレーン国】、【ヨルダン・ハシェミット王国】、レバノン共和国
アジア 13	アフガニスタン・イスラム協和国
アフリカ 1	アセンション島、アルジェリア民主人民共和国、アンゴラ共和国、ウガンダ共和国、【エジプト・アラブ共和国】、エチオピア連邦民主共和国、エリトリア国、ガーナ共和国、カーボベルデ共和国、ガボン共和国、カメルーン共和国、ガンビア共和国、ギニアビサウ共和国、ギニア共和国、ケニア共和国、コートジボワール共和国、コモロ連合、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、サントメ・プリンシペ民主共和国、ザンビア共和国、シエラレオネ共和国、ジブチ共和国、社会主義人民リビア・アラブ国、ジンバブエ共和国、スーダン共和国、エスワティニ王国、セーシェル共和国、赤道ギニア共和国、セネガル共和国、セントヘレナ島、ソマリア共和国、タンザニア連合共和国、チャド共和国、中央アフリカ共和国、チュニジア共和国、トーゴ共和国、ナイジェリア連邦共和国、ナミビア共和国、ニジェール共和国、ブルキナファソ、ブルンジ共和国、ベナン共和国、ボツワナ共和国、マダガスカル共和国、マイヨット島、マラウイ共和国、マリ共和

	国、【南アフリカ共和国】、南スーダン共和国、モーリシャス共和国、モーリタニア・イスラム共和国、モザンビーク共和国、モロッコ王国、リベリア共和国、ルワンダ共和国、レソト王国、レユニオン、マイヨット島
アフリカ2	ディエゴ・ガルシア
アフリカ3	西サハラ
アメリカ1	【アメリカ合衆国（アラスカ及びハワイを除きます。）】、【アラスカ】
アメリカ2	【カナダ】
アメリカ3	サンピエール島・ミクロン島、バミューダ諸島、【メキシコ合衆国】
アメリカ4	アルバ、アンギラ、アンティグア・バーブーダ、オランダ領アンティール、オランダ領セントマーチン、キューバ共和国、グアドループ、グレート・ブリテン領ヴァージン諸島、グレナダ、ケイマン諸島、ジャマイカ、セントビンセント及びグレナディーン諸島、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、タークス及びカイコス諸島、ドミニカ共和国、ドミニカ国、トリニダードトバゴ共和国、ハイチ共和国、バハマ国、バルバドス、【プエルト・リーコ】、【米領ヴァージン諸島】、マルティニク、モンセラット
アメリカ5	エルサルバドル共和国、グアテマラ共和国、コスタリカ共和国、ニカラグア共和国、パナマ共和国、ベリーズ、ホンジュラス共和国
アメリカ6	ブラジル連邦共和国
アメリカ7	【ペルー共和国】
アメリカ8	【アルゼンチン共和国】、ウルグアイ東方共和国、エクアドル共和国、ガイアナ共和国、コロンビア共和国、スリナム共和国、【チリ共和国】、パラグアイ共和国、フォークランド諸島、フランス領ギアナ、【ベネズエラ・ボリバル共和国】、ボリビア共和国
オセアニア1	【グアム】、【サイパン】
オセアニア2	【ハワイ】
オセアニア3	【オーストラリア】
オセアニア4	【ニュージーランド】
オセアニア5	キリバス共和国、クック諸島、サモア独立国、ソロモン諸島、ツバル、トケラウ諸島、トンガ王国、ナウル共和国、ニウエ、ニュー・カレドニア、ノーフォーク島、パプアニューギニア共和国、パラオ共和国、バヌアツ共和国、【フィジー共和国】、フランス領ポリネシア、米領サモア、マーシャル諸島共和国、ミクロネシア連邦
オセアニア6	【クリスマス島】、【ココス・キーリング諸島】

オセアニア7	ウェーキ島、ミッドウェー
ヨーロッパ1	【グレートブリテン及び北部アイルランド連合王国】
ヨーロッパ2	アンドラ公国、【ドイツ連邦共和国】、【フランス共和国】、【モナコ公国】
ヨーロッパ3	【イタリア共和国】、【オランダ王国】、【サンマリノ共和国】、【バチカン市国】、【スイス連邦】、【ベルギー王国】、【リヒテンシュタイン公国】、【ルクセンブルク大公国】
ヨーロッパ4	アイスランド共和国、【アイルランド】、【アゾールス諸島】、【オーストリア共和国】、【カナリア諸島】、【ギリシャ共和国】、グリーンランド、ジブラルタル、スウェーデン王国、【スペイン】、【スペイン領北アフリカ】、【デンマーク王国】、トルコ共和国、【ノルウェー王国】、フェロー諸島、【フィンランド共和国】、【ポルトガル共和国】、【マデイラ諸島】、マルタ共和国
ヨーロッパ5	アゼルバイジャン共和国、アルバニア共和国、アルメニア共和国、ウクライナ、ウズベキスタン共和国、エストニア共和国、カザフスタン共和国、キルギス共和国、ジョージア、クロアチア共和国、コソボ共和国、スロバキア共和国、スロベニア共和国、セルビア共和国、モンテネグロ共和国、タジキスタン共和国、【チェコ共和国】、トルクメニスタン、【ハンガリー共和国】、【ブルガリア共和国】、ベラルーシ共和国、【ポーランド共和国】、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア・旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ共和国、ラトビア共和国、リトアニア共和国、【ルーマニア】、【ロシア連邦】
特定衛星端末1	スラヤー
特定衛星端末2	イリジウム
特定衛星端末5	インマルサットF型（64kbpsのAudio/Speechモードの場合に限ります。）、インマルサットBGAN型（64kbpsのAudio/Speechモードの場合に限ります。）、インマルサットFB型（64kbpsのAudio/Speechモードの場合に限ります。）
特定衛星端末6	インマルサットF型
特定衛星端末7	インマルサットBGAN型、インマルサットFB型
備考	【 】は第1種本邦着信音声通信の取扱地域をいいます。

別表2 番号規則別表第6号に規定する電気通信番号に係る当社又は協定事業者

事業者の名称
KDDI株式会社 アルテリア・ネットワークス株式会社 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 株式会社エヌ・ティ・ティ エムイー 株式会社NTTぷらら 楽天モバイル株式会社 ソフトバンク株式会社 株式会社オプテージ 株式会社STNet 東北インテリジェント通信株式会社 株式会社QNet 中部テレコミュニケーション株式会社 株式会社ジュピターテレコム ZIP Telecom株式会社 株式会社NTTドコモ 株式会社エネルギア・コミュニケーションズ

別表2の2 番号規則別表第5号に規定する電気通信番号に係る協定事業者

事業者の名称
東京テレメッセージ株式会社

別表3 当社が別に定める事業者

事業者の名称
株式会社多久ケーブルメディア 株式会社テレビ九州

附 則

(実施期日)

- 1 この約款は、平成30年3月1日から実施します。

附 則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成30年5月1日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成31年4月1日から実施します。

附 則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、令和元年5月22日から実施します。

附 則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、令和元年7月1日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、令和元年9月30日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、令和元年10月1日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その

他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施時期)

1 この改正規定は、令和元年11月19日から実施します。

附 則

(実施時期)

1 この改正規定は、令和2年1月1日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施時期)

1 この改正規定は、令和2年3月1日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施時期)

1 この改正規定は、令和2年4月1日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施時期)

1 この改正規定は、令和2年7月28日から実施します。

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。